

平成 27 年度 第三者評価

大垣女子短期大学 自己点検・評価報告書

平成 27 年度

目次

自己点検・評価報告書
1. 自己点検・評価の基礎資料
2. 自己点検・評価の組織と活動
3. 提出資料・備付資料一覧
【基準 I 建学の精神と教育の効果】
テーマ 基準 I-A 建学の精神
テーマ 基準 I-B 教育の効果
テーマ 基準 I-C 自己点検・評価
基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画
◇ 基準 I についての特記事項
【基準 II 教育課程と学生支援】
テーマ 基準 II-A 教育課程
テーマ 基準 II-B 学生支援
基準 II 教育課程と学生支援の行動計画
◇ 基準 II についての特記事項
【基準 III 教育資源と財的資源】
テーマ 基準 III-A 人的資源
テーマ 基準 III-B 物的資源
テーマ 基準 III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源
テーマ 基準 III-D 財的資源
基準 III 教育資源と財的資源の行動計画
◇ 基準 III についての特記事項
【基準 IV リーダーシップとガバナンス】
テーマ 基準 IV-A 理事長のリーダーシップ
テーマ 基準 IV-B 学長のリーダーシップ
テーマ 基準 IV-C ガバナンス
基準 IV リーダーシップとガバナンスの行動計画
◇ 基準 IV についての特記事項
【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受け
るために、大垣女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 28 年 5 月 1 日

理事長

中野 哲

学長

曾根 孝仁

ALO

西川 正晃

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革（1600字程度）

学校法人大垣女子短期大学は、歴史の街・文化の街として知られる岐阜県西濃地区に位置する水都、大垣市の北の郊外にあり、学内に小川が流れ、木々に囲まれるというキャンパス、自然に恵まれた環境下で、女子を対象とした大垣女子短期大学を運営する法人である。

さて、第二次世界大戦後、大垣市では豊かな地下水を利用した繊維企業が栄えた。一方、西濃地区に高等教育機関が無いという状況があり、学びながら働く高等教育機関の設立を目指し、昭和42年2月、大垣女子短期大学設立期成同盟会が結成された。その後、西濃地区の繊維企業各社の後援により、昭和43年に大垣女子短期大学設立準備委員会が発足し、昭和44年2月に学校法人大垣女子短期大学が設立認可され、同年4月幼児教育科第一部（入学定員100人、現幼児教育学科）を設置する大垣女子短期大学が開設された。

昭和45年に幼児教育科第三部（昼間二交代制、入学定員200人）、昭和46年には、音楽科（入学定員50人、現：音楽総合学科）と、美術科（入学定員50人、現：デザイン美術学科）の増設をし、3学科となった。

続いて昭和49年に、保健科第一部（入学定員50人、現：歯科衛生学科）が増設され、さらに昭和51年には幼児教育科第三部の入学定員増（→350人）、昭和52年には保健科第三部（入学定員100人）を増設し、大垣女子短期大学の基盤が固まった。

しかし、平成の時代に入り社会情勢の変化、とりわけ経済不況が繊維業界を直撃し、西濃地区の各繊維関連企業は規模の縮小、合理化、人員削減等が行われ、本学の中心を成してきた第三部（昼間二交代制）教育は抜本的見直しを迫られた。

ピーク時には700人を超えた第三部の入学生も、平成元年には450人、平成6年には270人まで減少した。一方、こうした状況下において平成3年には、当時の全国的な国際化、国際交流の推進を背景にした国際教養科（入学定員100人）の設置、音楽科、デザイン美術科の期限付き入学定員増（両学科それぞれ入学定員30名増）を行った。

このような時代背景のもと、地方小都市の短期大学としては、18歳人口の減少を見据えた将来を展望して、地域に密着し地域に愛される短期大学づくりを目指そうとの理念のもと、第三部の入学定員減を経て、国際教養科、歯科衛生科第三部の廃止（平成12年3月まで）と、幼児教育科第三部の廃止（平成17年3月）を行った。

資格取得を目的とした2学科の将来を展望し、平成15年度に歯科衛生科を、平成19年度には幼児教育科を、それぞれそれまでの2年制から3年制に変更し、時代を先取りした改革を実践するも、それぞれ歴史を積み重ねた4学科構成（幼児教育科、デザイン美術科、音楽総合科、歯科衛生科）を維持した、「総合女子短期大学」として発展してきた。

平成24年度から、学校法人日本中央学園から日本中央看護専門学校（入学定員40名）の運営を引継ぎ、時代の要請に応じるために平成25年度に本学において看護学科（入学定員80人）を設置、2年間は専門学校と短期大学双方で看護師養成教育を実践した。

平成27年3月に日本中央看護専門学校を廃止後の平成27年度は、短期大学のみでの看護師養成教育を行い、同年度末には本学看護学科として初の卒業生を輩出。看護師国家試験受験者79名全員が合格するという快挙を成し遂げた。

また、看護学科を除く4学科の名称変更を行い、平成27年度からはこれまでの幼児教育科を幼児教育学科に、デザイン美術科をデザイン美術学科に、音楽総合科を音楽総合学科に、歯科衛生科を歯科衛生学科に変更した。

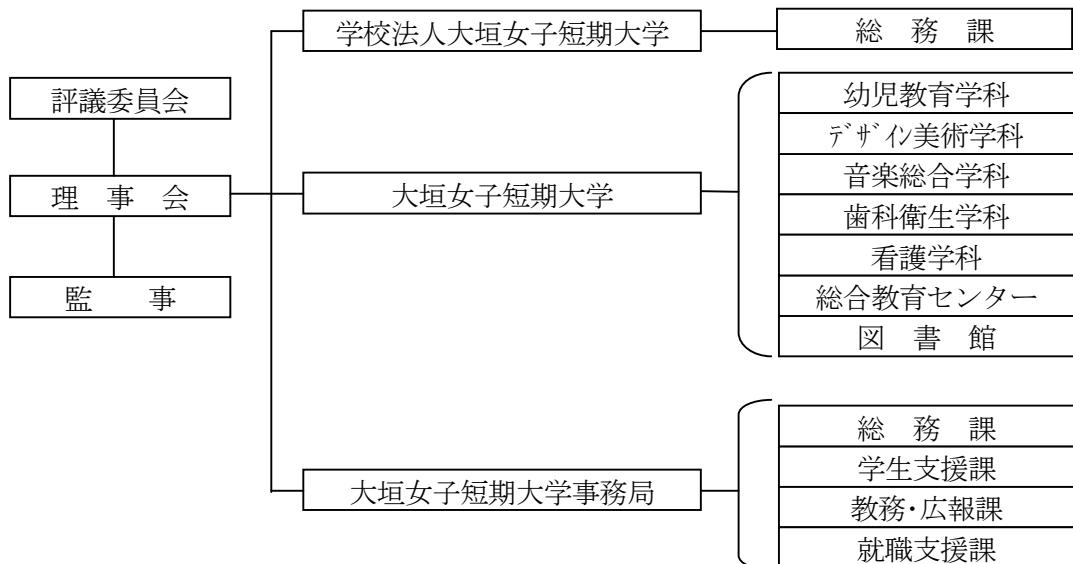
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成27年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大垣女子短期大学	岐阜県大垣市西之川町 1丁目109番地	280	740	711

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図



■ 平成27年5月1日現在

短期大学名	専任教員数	非常勤教員数	専任事務職員数	非常勤事務職員数
大垣女子短期大学	51	124	17	8

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
大垣市	164.6	100	164.3	99.8	163.1	99.1	160.1	97.3	159.9	97.1
岐阜県	2,079	100	2,074	99.8	2,066	99.4	2,053	98.7	2,048	98.5

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
岐阜県	95	47.5	98	52.7	71	39.1	181	58.8	153	59.5
静岡県	5	2.5	4	2.2	4	2.2	9	2.9	2	0.8

愛知県	49	24.5	36	19.4	53	29.2	53	17.2	45	17.5
三重県	8	4.0	7	3.8	5	2.7	14	4.5	8	3.1
滋賀県	10	5.0	15	8.1	22	12.1	11	3.6	10	3.9
富山県	4	2.0	1	0.5	3	1.6	3	1.0	5	1.9
石川県	1	0.5	4	2.2	0	0.0	0	0.0	2	0.8
福井県	3	1.5	1	0.5	4	2.2	5	1.6	1	0.4
長野県	8	4.0	7	3.8	5	2.7	6	1.9	8	3.1
その他	17	8.5	14	7.5	15	8.2	26	8.4	23	8.9
合計	200	100	186	100	182	100	308	100	257	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成 26 年度を起点に過去 5 年間。

■ 地域社会のニーズ

本学は、田園が広がる自然豊かな環境下で昭和44年4月に開学して以来、46年の歴史を有し、総合女子短期大学として全国各地に25,000人を超える卒業生を輩出してきた。

この間、一貫して地域に開かれ、かつ地域と一体化した短期大学づくりを柱に運営を進めており、地域社会からは各分野において高い評価を得ている。

➤ 地域社会のニーズに応えたその主な取り組みの一部を、以下に列挙する。

- ・地元大垣市が政策として推し進めている子育て支援事業に協調し、地域の親子が参加する「子育てサロン」を学内に設置。それら子育て支援事業を教育活動と結びつけていく取組は、文部科学省の平成 20 年度教育 G P に選定された。なお平成 24 年度からは、それまでの隔週開催から原則毎週開催とし、現在に至っている。
- ・学内に「ギャラリーみづき」を常設し、在学生や卒業生の美術作品展示及び有名プロによる企画展を開催しており、地域住民も自由に見学できるようにしている。また、地元の行政等からデザイン関係制作の業務を数多く受託している。
- ・小中学校や地域団体等の催事における音楽演奏（ウインドアンサンブル等）に頻繁に招聘されるなど、県内における音楽演奏の地位は確固たるものとなっている。
- ・毎年夏と秋に開催される、地域住民を対象とした歯の健康フェスティバル（主催：大垣歯科医師会、西濃歯科技工士会、西濃歯科衛生士会）に、学生と教員が積極的に参加し、地域医療の発展に貢献している。
- ・キャンパス全体は小さな公園のようになっており、一角には緑と水が融合した遊歩道と地下水が噴出する「みづきの郷」が設置されていて、季節を問わず地域住民が訪れている。
- ・地域住民を対象とした、全学挙げての本学学術シンポジウムを年 1 回開催しており、平成 27 年度も平成 28 年 1 月に第 8 回を「子ども・子育て支援制度の「今」と「これから」を考える」とテーマとして幼児教育学科により開催した。また、地域の子どもたちを対象に「こども祭」を毎年 1 月に開催しており、毎回 1,000 名を超える参加者を得て、平成 24

年度で第8回を開催した。どちらも地域社会に定着してきており、毎年来学するリピーターも増えてきた。

このように、長い歴史と前述の数々の取組により、本学の存在は地元大垣市をはじめ、大垣市を中心とした西濃地区及び岐阜県においても、女子のみを対象とした短期大学としてその地位を確固たるものにしてきている。

本学では、「総合女子短期大学」と称する、全国でも稀少である5学科設置というユニークな構成による教育、即ち5学科の授業や課外活動を介して学科の枠を超えた学生交流の促進によって、高等教育機関における一般教育と、専門分野の知識、技能修得のための教育を実践し、幅広い人間性豊かな人材を育成、地域社会にしっかりと結び付きながら地域貢献を続けている。

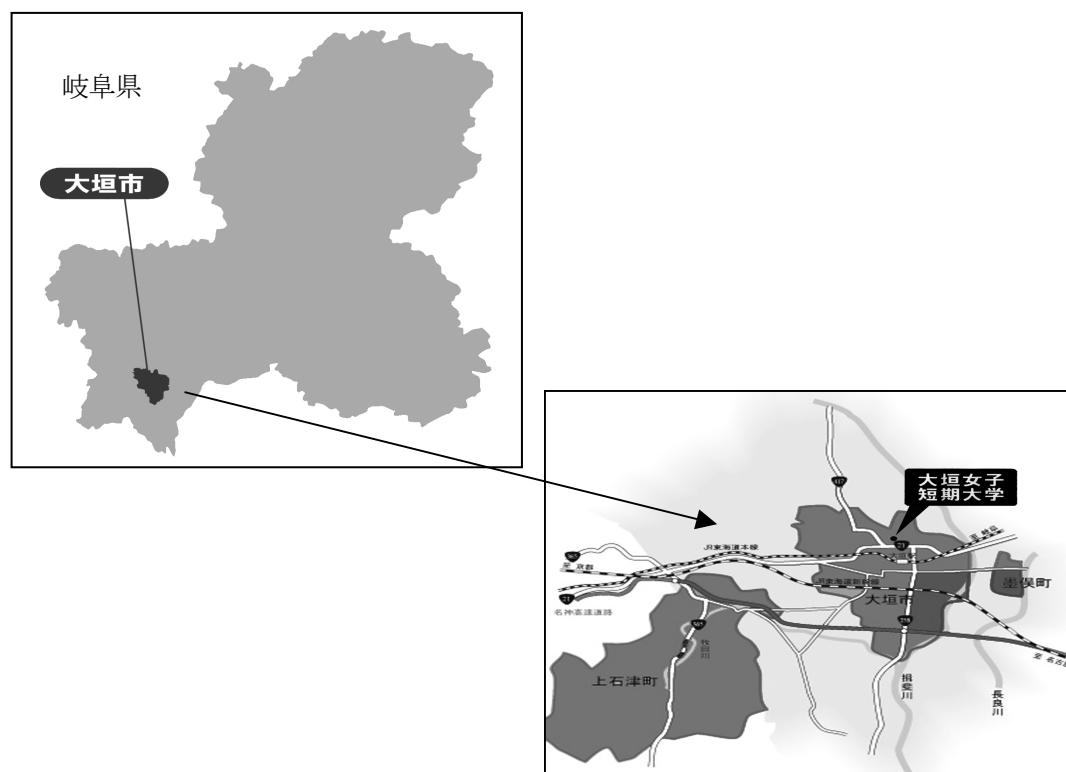
このように、本学は建学の精神に沿った教育により、短期大学に求められている役割を今後も確実に果たしていくことを目指していく。

■ 地域社会の産業の状況

大垣市は豊富な地下水と東西交通の要衝という地の利を生かし、繊維、化学、電気機械工業など製造業各社の集積を背景に、県下の工業都市として発展してきた。しかし、企業活動のグローバル化に伴い、生産拠点を海外に移転するなど、特に古くから操業してきた繊維関連工場の閉鎖あるいは縮小を余儀なくされたが、依然として県下有数の基幹産業は健在である。

そうした中、IT関連産業を中心に、地域経済をけん引する新産業の創出・育成、既存産業の高度化推進のため、ソフトピアジャパンに優良企業の誘致やベンチャー企業の集積が継続して行われている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



※大垣市には飛び地があり、黒塗りの部分がその地域である

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
基準I 建学の精神と教育の効果 [テーマC 自己点検・評価] ○提出された自己点検・評価報告書に不備がみられたので、今後、理事長、学長、ALOを中心に、より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。	自己点検・評価委員会のなかに報告書作成部会を編成し、作成マニュアルを複数の部会員で確認しながら報告書作成にあたることとする。同時に委員会の委員も作成マニュアルに従った点検を行うように委員会運営を改めることとする。	自己点検・評価委員会のなかに作業部会が編成され、複数の部会員で報告書作成を行うこととした。
基準II 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程] ○シラバスの授業内容の記述を具体化し、学生がより一層活用しやすいに整備をすることが望まれる。	担当する教務委員会においてシラバスの具体化のみならず、評価方法の表記にまで検討を進め、学生がより活用しやすいシラバスとなるよう改訂を進めることとした。	平成25年度にシラバス作成要領を作成し、授業時間以外の学修等細部にわたり改正を加えた。「観点別評価」も加えることができた。
[テーマB 学生支援] ○幼児教育学科、歯科衛生学科は、職業観が明確でありほぼ100パーセントの就職率を達成しているが、音楽総合学科、デザイン美術学科では、就職率が低い。今後、入学者の増加や学生の満足度を高めるためにも、技術向上の支援及び一層の就職指導が必要である。	デザイン美術学科、音楽総合学科においては学生の就職観の醸成について様々な視点からアプローチを図っていく。特に芸術分野の学科だけに仕事に対する意識付けは他の学科よりも多くの時間がかかると考えられるが、継続して取り組んでいくこととする。	キャリアセミナー、社会人教養特講、各学科での就職対策講座の充実を図っている。デザイン美術学科、音楽総合学科の学生の参加が増加してきた。同時にキャリアセンター、ハローワークのジョブセンターとの連携を深めることができた。
基準III 教育資源と財的資源 [テーマA 人的資源] ○SD活動は行われているが、規程を整備する必要がある。	SD活動とともにFD活動も教育を推進するうえで重要な活動であるとの認識のもと、FD専門部会との連携ののもとで規程の整備をすすめていくこととした。	平成25年度より規程整備に向け、検討を始めた。
[テーマB 物的資源] ○危機への対応、学生の安全確保の点からも防災・避難訓練に学生を参加させて実施することが望まれる。	平成24年度は訓練を実施した。25年度は防災・避難訓練の計画が未整備であったことが判明し、計画を中止し、規程整備を図ることとした。	平成25年度より規程整備に向け、検討を始めた。
[テーマD 財的資源] ○入学定員の充足に向け様々	努力を継続しながら本学の魅力を発信していく。高校訪問	募集プロジェクトを学内に組織し、各学科の募集戦略を学

な対応がなされているが、財務状況改善のためには、より一層の募集広報活動の工夫、教育の充実とその結果の「見える化」、明確な経営改善計画の策定などが必要である。	やインターネットによる広報活動に加え、地域連携活動等も広報活動の一つと位置づけ、本学の構成員のすべてから情報が社会に発信されることを考えたい。	内で全学的な取組に昇華させ、実効性のある募集活動を展開できた。教職員、学生等本学の構成員のすべてが情報を発信する取組を推進する意識が形成された。
○消費収支に関しては、収入確保と支出削減による経営努力が必要である。	予算の見直しを図ることに加え、外部資金の獲得、寄附金の募集等を継続的に実施していく。 もちろん学生募集も新たな組織により力を傾注していく。	国庫補助金、地域からの外部資金、寄附金の獲得に努力した。学生募集にも努力し、予算の見直しは引き続き実施していくこととしている。

② 上記以外で、改善を図った事項について

特記事項なし

③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

特記事項なし

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

- 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成27年度を含む過去5年間のデータを示す。

学科等の名称	事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
幼児教育学科	入学定員	50	50	50	50	50	
	入学者数	39	32	50	37	47	
	入学定員 充足率 (%)	78	64	100	74	94	
	収容定員	200	150	150	150	150	
	在籍者数	100	106	116	116	129	
	収容定員 充足率 (%)	50	71	77	77	86	
デザイン美術学科	入学定員	50	50	50	50	50	
	入学者数	36	38	47	36	31	
	入学定員 充足率 (%)	72	76	94	72	62	
	収容定員	100	100	100	100	100	
	在籍者数	83	77	81	85	68	
	収容定員 充足率 (%)	83	77	81	85	68	

音楽総合学科	入学定員	50	50	50	50	
	入学者数	61	50	52	48	
	入学定員 充足率 (%)	122	100	104	96	
	収容定員	100	100	100	100	
	在籍者数	121	121	104	97	
	収容定員 充足率 (%)	121	121	104	97	
	入学定員	50	50	50	50	
歯科衛生学科	入学者数	50	63	66	63	
	入学定員 充足率 (%)	100	126	132	126	
	収容定員	150	150	150	150	
	在籍者数	112	153	172	183	
	収容定員 充足率 (%)	74	102	114	122	
	入学定員	—	—	80	80	
看護学科	入学者数	—	—	93	75	平成 25 年度開設 修業年限 3 年
	入学定員 充足率 (%)	—	—	116	94	
	収容定員	—	—	80	160	
	在籍者数	—	—	93	167	
	収容定員 充足率 (%)	—	—	116	104	
	入学定員	—	—	80	80	

※看護学科は平成 25 年度開設 修業年限 3 年

[注]

- 「学科等の名称」欄には 5 年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度について、入学定員以下は空欄とする。
- 5 年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第 1 位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成 26 年度を起点とした過去 5 年間のデータを示す。

① 卒業者数 (人)

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
幼児教育学科	21	19	35	31	29

デザイン美術学科	50	43	36	31	45
音楽総合学科	40	59	52	50	49
歯科衛生学科	34	13	43	43	55
看護学科	—	—	—	—	—
合計	145	134	166	155	178

② 退学者数 (人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育学科	0	7	4	7	4
デザイン美術学科	2	1	6	1	3
音楽総合学科	2	3	4	4	0
歯科衛生学科	6	8	2	7	5
看護学科	—	—	—	1	4
合計	10	19	16	20	16

③ 休学者数 (人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育学科	3	7	2	1	2
デザイン美術学科	6	3	2	4	2
音楽総合学科	0	3	3	0	0
歯科衛生学科	0	2	1	2	4
看護学科	—	—	—	0	3
合計	9	15	8	7	11

④ 就職者数 (人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育学科	20	17	29	26	26
デザイン美術学科	21	21	23	14	23
音楽総合学科	23	40	40	32	34
歯科衛生学科	33	13	39	41	54
看護学科	—	—	—	—	—
合計	97	91	131	113	137

⑤ 進学者数 (人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育学科	0	1	0	0	1
デザイン美術学科	3	1	2	0	1
音楽総合学科	0	1	0	1	0
歯科衛生学科	0	0	0	0	0
看護学科	—	—	—	—	—
合計	3	3	2	1	2

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

- ※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」(「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照) 内の量的数値及び質的な事項について記述する。
 ※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成 27 年 5 月 1 日現在

① 教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 [イ]	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児教育学科	4	1	4	0	9	(8)		3	0	15	
デザイン美術学科	3	1	1	0	5	(5)		2	0	18	
音楽総合学科	2	3	1	0	6	(5)		2	0	42	
歯科衛生学科	3	3	1	3	10	(10)		3	0	18	
看護学科	3	3	5	7	18	(10)		3	3	31	
(小計)	15	11	12	10	48	①		③	3		
[その他の組織等]	1	1	0	0	2				0	0	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]							②	④			
(合計)	16	12	12	10	50		①+②	③+④			

- 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
- 備考欄には、当該学科の種類 (短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイにいう「学科の属する分野の区分」) を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要 (人)

	専任		兼任		計	
	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度
事務職員	16	17	1	2	17	19
技術職員	0	0	0	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	1	1	1	1
その他の職員	0	0	0	0	0	0
計	16	17	2	3	18	20

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等 (m²)

校地等	区分	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する他の学校等の専用 (m ²)	計 (m ²)	基準面積 (m ²)	在籍学生一人当たりの面積 (m ²)	備考(共用の状況等)
	校舎敷地	21,239	0	0	21,239	5,000	〔イ〕	
	運動場用地	8,322	0	0	8,322			
	小計	29,561	0	0	〔ロ〕			
	その他	6,391	0	0	6,391			
	合計	35,952	0	0	35,952			

[注]

- 基準面積 (m²) = 短期大学設置基準上必要な面積
- 〔イ〕 在籍学生一人当たりの面積 = 〔ロ〕 ÷ 当該短期大学の在籍学生数 (他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数)

④ 校舎 (m²)

区分	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する他の学校等の専用 (m ²)	計 (m ²)	基準面積 (m ²)	備考(共用の状況等)
校舎	21,897.95	0	0	21,897.95	6,150	

[注]

- 基準面積 (m²) = 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
16	23	57	2	0

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
51

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
		電子ジャーナル 〔うち外国書〕				
合計	102,498 [3,777]	71 [0]	0 [0]	2,124	8,541	45

図書館	面積 (m ²)	閲覧座席数	収納可能冊数
	1,013	96 席	110,000
体育館	面積 (m ²)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,928	4,632 m ²	3,690 m ²

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	大垣女子短期大学ホームページ http://www.ogaki-tandai.ac.jp/education/
2	教育研究上の基本組織に関すること	
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	大垣女子短期大学ホームページ http://www.ogaki-tandai.ac.jp/report/

[注]

□ 上記①・②とともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

- 学習成果をどのように規定しているか。
- どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

各学科の学習成果は、「学習成績(各科目成績評定・取得単位数)」、「G P A (Grade Point Average)」および「観点別達成状況」の3点を指標として評価している。

特に観点別達成状況における各学科の達成すべき成果の観点は、以下のとおりである。

幼児教育学科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術学科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合学科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生学科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」を、看護学科では「知識・思考力」、「看護実践能力」、「協働・協調能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について学習成果を測定している。

また、本学では学習成果の向上、充実のため5学科共通して、次のような手法を施している。即ち、授業担当者は各科目の成果として、学生はどの部分の能力が一定レベル(60%)以上達成され、あるいは達成不十分だったかというチェックをし、次回からの授業の取り組みを改善し、向上させている。チューターは、各学生が受講科目を総じて身に付けた能力を評価し、一人ひとりの学生に対する個別的な教育・指導に繋げている。学科長は各学年の前期、後期における学習成果を総合的に評価し、専門科目や教養科目のカリキュラム編成や内容について改善のための検討を行っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

- オフキャンパス(実施していれば記述する)
- 遠隔教育(実施していれば記述する)
- 通信教育(実施していれば記述する)
- その他の教育プログラム(実施していれば記述する)

実施していないが、地域との連携を視野に入れ検討を続けていく。

(11) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

本学においては、平成20年4月1日付にて、「大垣女子短期大学公的研究費補助金取扱いに関する規程」を制定し、適正な管理体制をとっている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況(平成24年度～平成26年度)

(※開催状況については、別紙参照)

(13) その他

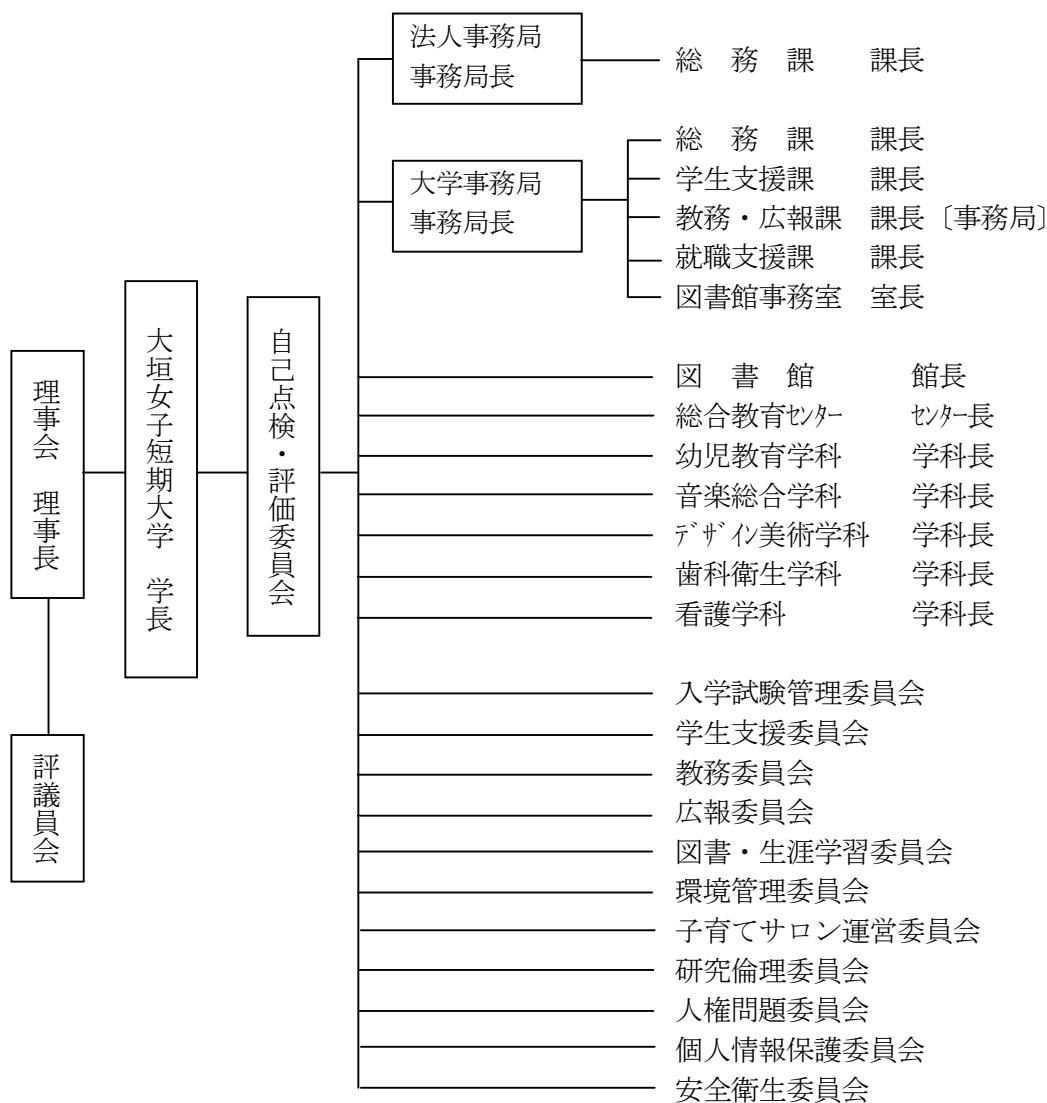
- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

特記事項なし。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

構成員・・・学長、副学長、各学科長、ALO、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長
担当者・・・教務課長
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



学科、委員会、各事務局部署からの報告等を「自己点検・評価委員会」において点検し、その結果を学長に報告し大学の活動を評価する。ここには「教授会」「学科長会」「管理職会議」が置かれている。その後、学科、委員会、各事務局部署に指示、諮問されることになる。内容によっては理事会、評議員会への提案がなされ、本学の教育研究活動が推

進されている。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

当該年度の諸活動を総括して「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告を点検している。各学科、委員会、各事務部署の年度内の活動がどうであったかを書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動の指針となるものについて多角的な検討を加えている。この点検結果については学長に報告し、学長が主催する各種会議において評価をしている。〔提出資料 3〕〔備付資料 103〕

こうした自己点検・評価が学内者に留まり、客観性を欠くことが懸念されることもあるため、平成21年度には他の大学との間で「相互評価」を実施した（ただし、「財務」の分野を除く）。これにより、本学の活動が外部の機関により評価を受けることで一定の本学の組織が機能していることが認められたと考えている。〔備付資料 104〕

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成26年度を中心に）

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 I の自己点検・評価の概要

※ ここには、基準の下の各区分の現状及び課題、各テーマの改善計画及び基準の行動計画の概要を記述してください。(以下同じ。)

学校法人大垣女子短期大学は、『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』を建学の精神に掲げている。この独自の建学の精神に基づく教育を通じて、実社会および実生活の役に立つ人間性豊かな人材の養成を行うことを教育基本理念とし、創立以来教職員の基本姿勢となっている。

この建学の精神は、各教室をはじめ学内のほとんどの教室の中央に掲げ、常に目に入るようになっている。入学生には入学式直後のオリエンテーションの中で、在学生には年度始めに行う各学科でのオリエンテーション等において、学長、各学科長から、具体的な教育内容を示しながら建学の精神が理解できるよう講話を行うなど、その理解の普及に努めている。

建学の精神の対外的表明としては、ホームページ、大学案内、広報誌等への記載を積極的に行っている。

こうして本学では、建学の精神に基づいた教育理念と学科の教育目的に沿って教育を進めてきたが、平成 20 年 4 月に改正された短期大学設置基準の施行にあわせ、教育力向上と教育の質保証に関わる基準をより明確にするために、各学科の教育課程見直しや評価方法の改善、FDの一層の推進をはじめ、成績評価基準等を明示するなど、これらをシラバスやホームページ等をとおして内外に公開している。

本学の教育の効果に関して、教育目的や目標を踏まえつつ、教員の教育力向上と教育の質保証をさらに確実なものとするため、平成 22 年度に学長の命によって総合教育センターを設置。同センターが「見える化プロジェクト」計画を作成し、自己点検・評価委員会に報告した。この計画では ①建学の精神に基づく教育理念とこれに沿った三つの方針についても全面的見直しを行い、これまで十分とはいえたなかった各学科の教育目標と具現化を図るための到達指標と各授業科目の到達目標を確実に設定する。 ②目標等によって明らかとなった学習成果について、評価方法を含めて確かめる方法を設定する、 ③上記①及び②の明文化を図り、学生をはじめとするステークホルダーはもとより社会全体に対し、本学ホームページやシラバス、広報紙等をとおしてこれまで以上に公開していくこととした。

自己点検・評価のための規程は本学学則に基づき「自己点検・評価委員会規程」を平成 7 年 7 月に定めている。組織は委員長を学長とし、構成員は副学長、各学科長、ALO、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長となっている。

自己点検・評価については、年度末をめざして学科、委員会、事務局部署からの事業報告を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、その計画や実績を点検している。また、学科、委員会、事務局部署の年度内の活動がどうであったかを書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動の指針となるものについて多角的な検討を加えている。この点検結果については学長に報告し、学長が主催する各種会議において評価をしている。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

■ 基準 I-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。（以下同じ。）

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a) 現状

学校法人大垣女子短期大学は、『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』を建学の精神に掲げている。この独自の建学の精神に基づく教育を通じて、実社会および実生活の役に立つ人間性豊かな人材の養成を行うことを教育基本理念とし、創立以来教職員の基本姿勢となっている。

建学の精神の中核を成すものは「中庸」である。その意味は「不偏・不易」すなわち、片寄ることなく、変わることなく、常に調和が取れている人のあり方を目指すものである。この徳目の奥深い意義は、世界の人類史上すぐれた偉人によって明らかにされている。

近年、知・徳・体の教育が論じられているが、偏差値重視教育は知を最優先にした考え方である。知識の習得が德育の上に位置していることに対して、本学では徳・知・体と德育を最上部に位置付けた教育を行っている。德育を軽視した知育の教育理念が如何に有害であるかは、地下鉄サリン事件を引用するまでもなく明らかである。フランスのノーベル生理学賞受賞者であるアレキシス・カレルが、知育より德育が重要であることを、さらに日本でも新渡部稻造は「品性は人の主なり、学は人の僕なり」と、既に100年も前に学の上位に品性を掲げている。このように、調和のとれた人格の形成が教育の基本であることは論をまたない。

一方、労働に励むという勤労は、現在の世相では軽視されているようにみえる。経済市場となり、額に汗することなく株の売買で大きな財を得るような昨今の気風は残念である。ある宗教でみられるような労働は下級の人間がやるとするような、労働を下にみる考え方には残念である。日々大自然を相手として互いに労働を提供して仲良く暮らしてきた歴史を持つ民族、すなわち農耕文化を起源とする日本人の精神構造は、労働を人間の成長に必須のものとして受け止めている。次世代を担う若い女性教育を担っている本学としては、この勤労の重要性を教えていきたいと考えている。

さらに総合能力を有する人間性豊かな人材の養成については、一般社会ではごく常識的な考え方である。近年、大学を卒業し一般企業に就職した若者に共通の欠点として、指示待ち人間が多く、コミュニケーション力が弱く、新卒者の3割が3年以内に離職すると言われている。ここに偏差値重視教育の欠点が出てきていると思われる。限られた領域で豊富な知識があっても、それを活用する能力がなければ意味がなく、T P Oによって臨機応変な対応が可能な総合的な能力が必要と考える。我々は全教員が授業の間隙をぬって日常的に一般教養を身に付けさせるため、独自の取組「教養ミニトーク」を行っている。27年度は前年度に引き続き、その取組概要について冊子にまとめることができた。

知性と感性のバランスによって醸成される人間性は、左脳と右脳の機能的な協調に基づく精神活動が基本になければならない。これは授業以外の課外活動や日々のキャンパスライフを含めた生活によって培われるものであり、本学では学科横断的な教育の実践や、で

きる限りサークルに入って学科を超えた学生交流や、ボランティア活動を推進している。本学の学生は入学時に、それまでの一方的な授業 (Passive Learning 的な態度) から、問題点を見つけてそれを探求するといった自ら学ぶ姿勢 (Active Learning) への転換を指導されている。

このように、「中庸」に続く「勤労の尊さ」、「総合能力の大切さ」、「豊かな人間性」は、すべて「中庸」の徳目と密接な関わりを持ちながら、それぞれ独自の価値観を有している。

建学の精神は、寄附行為第3条(目的)の中で、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、中庸を旨とし勤労を尊び職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成を目的とする。」と明確に謳われているとともに、各教室をはじめ管理部門も含めた学内のほとんどの場所に額に入れた「建学の精神」を配置し、常に学生や教職員の目に付きやすいようにしている。入学生には入学式直後のオリエンテーションの中で、学長から建学の精神についての講話をやっている。また年度始めに行う各学科でのオリエンテーションにおいても、各学科長から具体的な教育内容を示しながら、建学の精神が理解できるよう努めている。

建学の精神の対外的表明としては、ホームページ、大学案内、広報誌等への記載を積極的に行っている。

学内においては、教授会、学科長会議、教職員懇談会、課長会議等で隨時、建学の精神を確認し合い共有するとともに、日々の業務に反映するよう努めている。

(b) 課題

建学の精神は当然不变なものであり、これを学校法人の構成員(学生、保護者、教職員、役員等)全てが十分に理解して、はじめて私立学校としての存在価値がある。

例えば『勤労を尊び…』とあるが、本法人が設立された当時の「勤労」と、現代社会における「勤労」に本質的变化はないが、勤労スタイルという点では大きな变化が生じてきている。このように文言は不变であっても、その時代時代に合った解釈の仕方をすることは何ら問題ないと考えるし、むしろそうすべきである。

未来永劫、建学の精神を脈々と引き継いでいくために、全構成員がその時代に合った柔軟な解釈をし、共通認識できるかが課題である。

■ テーマ 基準I・A 建学の精神の改善計画

「建学の精神」は創立以来変わらないものであるが、それに基づく実践計画や具体的な教育指針は時代の趨勢とともに変化していくなければ、時代に即した有為な人材の養成は叶わない。理事会においても教授会においても継続的な検討を重ね、今後も時代に対応できる人材の養成はもちろん、学内外に広く「建学の精神」を示しつつ、本学の独自性を発信し続けなければならないと考えている。

これまで教育の実効性を高めるために取り組んできたが、社会の変化に対応した特色ある女子対象の高等教育の充実や、本学が積極的に進めている地域貢献の観点から、なお一層充実した教育課程を目指すための見直しとともに、本学が目指している教育の効果について、その質保証の観点からもなお改善の必要があると考えている。

このため、社会の変化に対応できる女性の育成と地域への貢献を目指す質の高い高等教育の実践に向けた全学的総合計画に取り組んでいる。

この計画では、平成22年度の「見える化プロジェクト」をさらに高度化し、全学科で科目の学びの系統カリキュラムツリーと、そこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラムマップの作成、これと関連してループリック等を活用して明示していくなどの学習評価の改善に取り組んでいるところである。

平成25年度には、カリキュラムツリー、カリキュラムマップを作成し、公表した。

本学は地方にある小規模ながら 5 学科を設置する総合女子短期大学であり、教職員は所属する部署の業務のほかに委員会や地域活動などの業務も担当しながら教育活動の推進に努力を続けている。そうしたなかであってもスタッフ全員が P D C A サイクルの循環が自己点検・評価だという認識を高いレベルで共有し、F D ・ S D 活動を充実させながら、「自己点検・評価」の理解を深めていくことを考えている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a) 現状

平成 22 年度の「見える化プロジェクト」に基づく自己点検・評価委員会を中心とした取組によって、建学の精神を明確化した教育理念と学科の設置目的、これらを具体的に示した三つの方針、即ち「入学者受け入れの方針 (A P)」、「教育課程編成・実施の方針 (C P)」、「学位授与の方針 (D P)」を定めた。そしてさらに、こうした基本的な方針に沿って各学科の教育目標と到達指標も明確になり、各授業における到達目標とともに、本学の教育によって育成していく人材像とその具体的な内容が、建学の精神を各授業に目的・目標に沿って確実に結びつけることができるようになった。

即ち、幼稚教育学科の教育目的を「専門的な知識と技能に基づいて、教育・保育と子育て支援にあたることのできる保育者の養成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、幼稚教育・保育における専門的な知識と技能を身につけ、これに基づいて社会が必要とする保育者として、教育・保育と子育て支援にあたることのできる人材を育成する」こととしている。具体的には、1. 子どもに深い愛情を持ち、その健やかな成長を見守り、支援できる保育者の育成、2. 社会的な課題への問題意識を持ち、その解決のために努力する保育者の育成、3. コミュニケーション能力を備え、子育て支援のできる保育者の育成、4. 保育現場における実務能力を有し、実践力のある保育者の育成の 4 点を掲げている。また、デザイン美術学科の教育目的を、「造形表現力の助長と、すべての学生生活を通して個々人の人間性の涵養」とし、教育目標を「美術の理解と表現指導を通して、思考、感受、行動に反映できる個人を育成する」こととしている。具体的には、1. 基礎表現技能の修得及び基礎理論、美術史概要の理解、2. 個人の能力と特性を見据えた造形表現力の育成、3. 美意識に基づく社会、自然観の養成の 3 点を掲げている。そして、音楽総合学科の教育目的を「広範囲な教養及び高度な専門知識、技術を身につけた有能な人材の育成」とし、教育目標を「音楽の専門知識と技術を修得し、さらには音楽を通して教養と豊かな人間性を養い、音楽活動を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材を養成する」こととしている。具体的には、1. 基礎的な音楽知識の習得、および専門楽器の技術をもつ人材の育成、2. 音楽に関する学びを通して関連する歴史や自然に対する学びを同様に深め、豊かな教養と人間性を持つ人材の育成、3. 音楽活動や演奏を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材の育成の 3 点を掲げている。さらに、歯科衛生学科の教育目的を「口腔保健・医療・福祉における専門的知識および技術をもった人材の育成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、口腔保健・医療・福祉の立場から人々の健康で幸せな生

活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、さらに他医療職種とも連携を取ったチーム医療を実践できる人材を育成することとしている。具体的には、1. 全身に関わる医学的知識をもった歯科衛生士の育成、2. 口腔の健康を支援できる歯科衛生士の育成、3. コミュニケーション能力を備えた歯科衛生士の育成、4. 地域連携、地域貢献を推進できる歯科衛生士の育成の4点を掲げている。看護学科の教育目的を「豊かな人間性を基盤に、看護の必要な専門的知識・技術・態度を身につけた有能な人材の育成」とし、教育目標を「豊かな教養と高い倫理観に裏づけされた看護の専門的知識・技術を身につけ、変化する社会のニーズに対応し広く貢献できる人材を育成すること」としている。具体的には1. 健康のあらゆるレベルにある対象者に適切な看護を実施できるための専門的知識、および人間理解に伴う倫理観と共感性をもつ看護師の育成、2. 対象者の健康問題に対して看護の立場から援助できる看護師の育成、3. 人間関係形成に必要なコミュニケーション能力を備えた看護師の育成、4. 地域との連携、地域貢献を推進していくための素地を備えた看護師の育成、5. 専門職として自律心をもち、自己啓発できる看護師の育成の5点を掲げている。

そして、こうした目的・目標等に基づいた教育課程を教育の質保証に結びつけていくための学習成果の内容を明らかにした。即ち、各学科の学習成果は、「学習成績（各科目成績評定・取得単位数）」、「G P A (Grade Point Average)」および「観点別達成状況」の3点を指標として評価している。特に観点別達成状況における各学科の達成すべき学習成果の観点は以下のとおりであり、各学科の教育目的・教育目標に基づいたものである。幼児教育学科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合学科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生学科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」を、看護学科では「知識・思考力」、「看護実践能力」、「協働・協調能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について学習成果を評価している。

また、本学及び各学科の目的を学則に定めたことは前述とおりであるが、その他の方針等についても学生要覧やシラバス、入試要項、ホームページ上に他の教育情報とともに積極的に公開するなど、学内外に示している。

さらに、各学科の教育目的・教育目標は、5学科ともに学科別に学科会議で必要に応じて見直しの検討を行っており、5学科長等が一同に集まる自己点検・評価委員会において定期的に点検を行っている。

(b) 課題

建学の精神に基づくものであっても、教育目的や目標などは不变のものではなく、公的な教育機関としての存在である本学においても社会的な変化や社会的な要請を感知しながら、その時代に即応した見直しを図っていく必要がある。

例えば日本が第二次世界大戦によって国土が壊滅的な打撃を受けた後、奇跡的と思えるような経済復興を遂げた時期では、国民の多くはすべてのものが不足していたことで、自動車産業に例をとると大量生産によってどんどんと製品を市場に売り出していった。いわゆるその戦略はProduct Outである。しかし国民の経済状況が好転、安定化するにつれてそのニードは多様化、複雑化してくるにつれマーケット戦略を変えざるを得なくなつた。どのようなニーズを持った人々がどのあたりにいるのかを視野に入れる必要が出てきた。いわゆるMarket Inの思想の導入である。

もちろん、産業界と教育界とは違うがProduct OutからMarket Inという考え方の基本は変わらない。従来は高等教育機関を卒業した若い世代はいろいろな企業に就職し、そ

それぞれ新入社員として教育をされ企業人に成長していったが、いまやグローバル化した経済環境のなかで企業も新入社員を教育する時間も余裕もなくなっている。時代は即戦力の人材を求めるようになっている。

すなわち、われわれ教育機関は社会のニーズ、ステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、すなわち Market In の感覚で社会に役立つ人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髓は不变であるものの具体的な教育戦略として自己点検・評価を見直す必要がある。昨今の指示待ち人間が多く、コミュニケーション能力が低いという世間の風評を払拭するような人材の養成が急務と思われる。立派な建学の精神によって教育していてもそれが社会が求めているものになっているのかを、チェックする必要があり、本学では毎年卒業生が働いている企業にアンケート調査を行い、何が不足しているのかを知つて教育現場にフィードバックする体制を採っている。当然ながら本学の教育について満足しているとの返事が多いなかで不満足という返答がある。これらの調査結果は直ちに学長、学科長に報告され次年度の教育方針・教育方法の改善に反映していくことが課題である。

各学科の課題として、幼稚教育学科では、学生に教育の目的・目標を授業などの具体的な学習場面でさらに明確に認識させるために現場での課題や経験を本学に持ち帰り、討議する「往還」の教育を取り入れている。それにより更なる学びを深めていくことと、保育実践力の涵養と向上が課題である。

デザイン美術学科では、制作上一人で活動することが多いため、人とのコミュニケーションの機会が少ない学生がいる。したがって、各方面における学生のコミュニケーション能力のより一層の育成が課題となっている。

音楽総合学科では、芸術系学科では避けられない問題ではあるが、すでに入学時に実力レベルが異なっている学生たちへの個別の教育方法が課題となっている。

歯科衛生学科では、市民公開講座等を通して口腔保健の啓発を行うとともに、それを担う人材養成をする教育機関として、歯科衛生士学生教育の目的・目標を積極的に発信していくことも今後の課題としてあげられる。

看護学科では、学年進行中と言ふこともあり年度毎にあらたな教員が加わってきたが、完成年度を迎えた今年で教員も定着することとなるため、教育目標の共有や教育内容の一貫性を担保するための情報交換・連携を強化し、教育内容の充実に向けた更なる基盤づくりが課題である。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a) 現状

本学では目的や目標、方針や指針等に基づいて、教育の効果を具体的に図るためにつけていくべき学習成果を確実に査定していくことは重要であると考えており、その方法として、①学習成績(成績評定・取得単位数)、②観点別達成状況、③科目の成績から後述する方式によって算出された学生の成績評価値であるG P A (Grade Point Average)、④G P

Aの授業ごとの平均であるG P C (Grade Point Class Average) の4つを全学として確認している。しかし、授業形態のちがいによるとらえ方等で共通認識における課題があることから、④のG P Cについては平成24年度から教育指標の一つとして活用することとしたが、平成23年度からは、①～③を指標としてその数値化を図って学習成果の査定を実施してきている。

特に観点別達成状況において、幼児教育学科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術学科では「表現力・技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合学科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生学科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」を看護学科では「知識・思考力」、「看護実践能力」、「協働・協調能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について学習成果を評価している。これら観点別の学習成果は、建学の精神に基づいており、各学科の教育目的や教育目標に沿って示されたものである。

また、5学科共通の学習成果として示している「学習成績(成績評定・取得単位数)」、「観点別達成状況」、「G P A」はいずれも数量的に測定する仕組みを持っている。

これらの指標は厳格に運用されるとともに、内容のすべてを学生及び保護者に公開して各自が修得できた内容やさらに努力が必要な内容等を確認できるようしている。また、必要に応じて各学科のチューター(教員)が個別の面談によって指導や支援を行うこととしている。

さらに、この学習成果について、5学科ともに学科別に学科会議で必要に応じて見直しの検討を行っており、5学科長等が一同に集まる自己点検・評価委員会において定期的に点検を行っている。

(b) 課題

幼児教育学科では、保育者として必要な資質能力を育成する視点で、学習成果を設計できたことは意義深い。しかし、学科の観点別達成状況にある「知識・技能」「保育者観」「保育実践力」「社会人基礎力」のすべての視点が、学生の履修するすべての科目でまんべんなく測定されているかどうかの検証が十分ではないことが課題である。

この課題を克服すべく、カリキュラムツリー、カリキュラムマップの改訂などを通して明らかにしていく作業を継続的に行っている。

デザイン美術学科では、美術教育(特に短期成果を示す)評価の数量化には分別に明瞭さを欠くものがあるので、非常勤教員を含めた教員には学習成果観点の理解と運用に関して不慣れな点があると思われることが課題となっている。

音楽総合学科では、入学時の学生の技量、知識レベルに差がある場合、基準を一点に定める絶対的評価ではなく、学生がどれだけ期間内に成長したかを個々にきめ細かく見ていく相対的な評価を行う場合がある。また、担当教員によっても評価の観点が異なることが起きうることが課題である。

歯科衛生学科では、観点別達成状況の学習成果において「知識・思考力」「基本的技術能力」「コミュニケーション能力」「自律性」の4つの観点から評価しているが、「知識・思考力」が全体の約35%、「基本的技術能力」が約20%、「コミュニケーション能力」が約10%、「自律性」が約35%の評価配分であり、コミュニケーション能力における観点からの学習成果の比重を大きくすることが今後の課題である。

看護学科では、学習成果を見る化し根拠を明示できるようにするためRubricを用いた評価軸を作成したが、学生との共有をはかっていくことが今後の課題である。

全学的には、今後は、上記④のG P Cについても適切に数値化し、指標の一つとして活用していくことと、量的な測定だけでなく質的な測定方法を取り入れるとともに、学習成

果に不足するところがあった場合の特設講座の開講などの仕組みづくりが課題であり、教務委員会を中心として組織的な検討が行われているところである。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。

(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

(a) 現状

教育の質保証のための学生に対する指導や支援の観点から、授業における学習状況に関する情報交流については、これを日常的に行っている。各学生について、欠席や受講状況などを各学科の教務委員が中心となってとりまとめ、学科会議で必要な内容は報告している。また、学習成果に関しては各期・学年ごとに集計したものを、学科長をとおして各学科で共通理解を図り、あわせてチューターによる学生への指導や支援に活用している。

社会的要請を受けてなされる教育の質保証に関連した関係法令の改正等については、教務委員会をとおして学科ごとに教員に確認されるとともに、関係する機関で規程等の改正について検討されることとなっている。とりわけ、免許、資格に関わる学科においては、そうした改正について適確に対応するとともに、これに関わる実習等を含めて資格要件については厳格に運営できるよう組織的な対応を行っている。

(b) 課題

教育の質保証については、学科ごとに対応することがほとんどだったが、今後は全学的な学習成果の結果について、組織的に分析して評価を行い、課題や今後の取り組み内容等を教務委員会や学生支援委員会も含め、最終的に自己点検・評価委員会へ報告、提案して、各学科や関係委員会等と連携して組織的に内容の検討や見直しを行っていくことが改善に向けた課題である。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

これまで教育の実効性を高めるために取り組んできたが、社会の変化に対応した特色ある女子高等教育の充実や本学が積極的に進めている地域貢献の観点から、なお一層充実した教育課程を目指すための見直しとともに、本学が目指している教育の効果について、その質保証の観点からも、なお改善の必要があると考えている。

このため、社会の変化に対応できる女性の育成と、地域への貢献を目指す質の高い高等教育の実践に向けた全学的総合計画に取り組んでいるところである。この計画では看護学科の設置により、既設学科もその教育目的に応じて特色ある教育課程への見直しと、豊かな人間性の涵養に向けた特色ある教養教育づくりと、異なる学科の学生交流等を柱として進められている。

この計画では、教育の効果に関しても現行の量的なものとともに質的なものも充実させるための学習成果の査定方法の見直しとともに、平成 22 年度の「見える化プロジェクト」をさらに発展させ、全学科で科目の学びの系統カリキュラムツリーと、そこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラムマップの作成、これと関連して各授業において学習成果の評価基準をループリック等を活用して明示していくなどの学習評価の改善を行う「見える化プロジェクトⅡ」に取り組んでいる。

平成25年度にはカリキュラムツリーとカリキュラムマップを作成し、公表した。また、26年度は各学科とも実践からのアセスメントを行い、改善を加えていった。「教育目的・目標」という区分において、幼稚教育科では、教育目的・目標に関して社会が求める保育者の資質向上のために昨年度に引き続き定期的に学科内での点検、検討を行っていくことが重要であると考えている。

デザイン美術学科では、コミュニケーション能力の必要性を学生に説き、その展開を授業や学生生活のなかで指導していくことを考えている。

音楽総合学科では、入学時に異なる能力の学生たちに、均一ではなくそれぞれが成長できる課題を適宜与えて最大限の教育効果をあげることと、可能な限り学生の希望する就職支援を継続することを考えている。

歯科衛生学科では、教育目的・目標については歯科医学の進歩や国民の健康へのニーズ等に合わせて、定期的に学内での点検、検討を行っていくことを考えている。

看護学科では、教育目標に向って教育内容の一貫性や教育レベルの担保を図るため授業毎に領域で検討し、学科会議で調整する取り組みを開始し、教育内容の充実を図ると共に学生のレディネスをも見極めた授業構築を行いたいと考えている。

「学習成果」という区分において、幼稚教育科では、どの観点が保育者養成において学科として重点を持つものであるのかの議論を進めていきたい。

デザイン美術科では、学内での点検を進めながら、問題点があれば検討の上、非常勤教員を含め教員の共通の認識へと導いていくを考えている。

音楽総合科では、到達すべき教育目標のさらなる明確化、および教員内での評価基準の共有を図ることを進めていきたい。

歯科衛生学科では、各科目の授業内容の改善を行って、各科目の中で「コミュニケーション能力」の測定をする項目を設定する。現在、専門科目の中で「コミュニケーション演習」（1年次後期・選択）があるが、2年次・3年次においても「歯科医療面接技法」などコミュニケーション能力向上に関する内容を盛り込んだ科目を増設していく事を考えている。

看護学科では当面、学生の反応・評価を見ながら授業点検をし改善を行なっていく。また、デプロマポリシー やカリキュラムツリー、ループリック評価などの点検するために全教員で学修し、効果的な教育に結びつけていきたい。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a) 現状

自己点検・評価のための規程は本学学則に基づき「自己点検・評価委員会規程」を平成7年7月に定めている。この規程は、大垣女子短期大学の授業内容及び方法の改善を図るために方策並びに教育・研究水準の向上・活性化のための自己点検・評価に関する事項を審議する自己点検・評価委員会に関して必要な事項で構成されている。組織は委員長を学

長とし、構成員は副学長、各学科長、A L O、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長となっている。自己点検・評価については日常的にではないが、年度末をめざして、学科、委員会、各事務部署からの事業報告を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、その計画や実績を点検している。学科、委員会、各事務部署の年度内の活動がどうであったかを書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動の指針となるものについて多角的な検討を加えている。この点検結果については学長に報告し、学長が主催する各種会議において評価をしている。

定期的ではないが、「自己点検・評価報告書」を作成し、公表している。

自己点検・評価活動には、学科、委員会、各事務部署から報告が提出される必要があり、その報告の作成等には全教職員が関与している。また、自己点検・評価のあり方や意義については理解が進み、全教職員の手によって改革改善が進められている。

自己点検・評価の成果は次年度以降における教育研究活動の目標として位置づけ、全教職員が理解し取り組む努力を続けている。

(b) 課題

本学では、教職員全員が「今実施していることをどう改善に結びつけていくのか」という自己点検・評価の意識を継続的に業務に反映させ、高めていけるようにF D・S D活動等を通じて今後とも「自己点検・評価」に対する認識、理解を深めていくことが求められている。

■ テーマ 基準 I -C 自己点検・評価の改善計画

本学は地方にある小規模な短期大学であり、教職員は所属する部署の業務のほかに委員会や地域活動など他の業務も担当しながら教育活動の推進に努力を続けている。そうしたなかであってもスタッフの全員がP D C Aサイクルの循環が自己点検・評価だという認識を高いレベルで共有し、「今実施していることをどう改善に結びつけていくのか」を継続的に意識できるようにF D・S D活動を今後とも充実させながら、「自己点検・評価」の理解を深めていくことが求められている。

■ 基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次のPDCAサイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。(以下同じ。)

「建学の精神」は創立以来変わらないものであるが、それに基づく実践計画や具体的な教育指針は時代の趨勢とともに変化していくなければ、時代に即した有為な人材の養成は叶わない。理事会においても教授会においても継続的な検討を重ねてきているが、今後も時代に対応できる人材の養成はもちろん、学内外に広く「建学の精神」を示しつつ、本学の独自性を発信し続けなければならないと考えている。そして、「建学の精神」を基にした本学全体の具体的な教育方針を、必要に応じて見直す事を計画として立てている。

また、平成25年度実施を目指して、社会の変化に対応できる女性の育成と、地域への貢献を目指す質の高い高等教育の実践に向けた全学的総合計画に取り組んでいるところである。この計画では看護学科の設置をめざし、既設学科もその教育目的に応じて特色ある教育課程への見直しと、豊かな人間性の涵養に向けた特色ある教養教育づくりと、異なる学科の学生交流等を柱として進められている。

◇ 基準 I についての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

本学においては「建学の精神」を全ての教室の前面に掲示し、教職員と学生とが日常的に触れることができる環境を作り上げている。建学の精神は教育活動のなかで教員にも学生にも意識付けられ、諸活動にその精神が生きており、教育研究活動における指針として日常的に全構成員に息づいている。

本学では、キャンパス全体を C H A R M i n g C a m p u s (チャーミングキャンパス) と称し、学びの場としてのイメージを醸成している。教職員や学生には「建学の精神」とともに意識づけられ、学ぶ姿勢を育んでいる。

C clean & communication	交流場所として絶好・清潔で明るいキャンパス
H healthy & hearty	健康的で温かいこころが育つキャンパス
A attractive & active	魅力的で、活動的なキャンパス
R remedial & responsibility	再教育で責任感が自覚できるキャンパス
M moral & manner ing	社会規範が自然と身に付くキャンパス 継続的改善

平成 21 年度において九州造形短期大学（福岡市）との間で相互評価を実施した。自己点検・評価を学内のみならず外部から受けることができた点において、日常の教育研究活動を点検・評価する意義ある取り組みになったと考えている。今後も継続的に相互評価ができるように環境を整えている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

平成 22 年度に「見える化プロジェクト」に沿って自己点検・評価委員会での検討を重ね、全学及び各学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を定めて学則上に明文化するとともに、学生要覧、入試要項、ホームページをはじめとして学内外に広く公開した。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うために行う就業力を育成するための科目である「キャリアセミナー」を平成 23 年度から開講して、キャリア教育も教育課程に位置づけることとし、教務委員会と学生支援委員会が有機的に連携して推進することとなった。

また教員は学習成果を観点別達成状況の他に、学習成績(各科目成績評定・取得単位数)、G P A (Grade Point Average) 3 点を指標として評価し把握している。

毎年 8 月に全教員が参加する F D 研修会を開催し、授業・教育方法について検討を行い、授業・教育方法の改善に繋げている。

事務職員は全員が本学の「建学の精神」を理解したうえで、「教育方針」に沿って職務を遂行している。学生への関わりに関して直接、間接の職務の違いはあっても、

S D 研修をはじめとした、各種研修により、学習成果の状況によって学生の動向がどうなっていくのかを認識し、理解している。

学生の学習成果を高めていくため、教職員は学内の施設や設備はもちろん、あらゆる教育資源を有効に活用しようと考えている。

学習成果の基盤となる各学科のディプロマポリシーを含め、三つのポリシーなど本学の教育に関する基本方針は学生要覧に掲載し、常に意識化できるように支援している。また、シラバスにおいても、到達目標をすべての科目において明記し、ネット上でいつでもどこでも確認できる環境を整えている。

入学生を対象に、毎年基礎教養テストを行い、その結果をクラスアワーなどで活用し、学力の向上をめざす取り組みを組織的に行っている。

チューター制度は、学生一人ひとりの学習課題や分析を的確に行う環境として有効であり、日常的に学生の指導を実施している。

授業形態も小集団学習や討論、カンファレンスなど多様なものへと、学生が主体的に学びを展開するアクティブラーニングを取り入れている。

平成 22 年度よりユーラジアム校（フランス）から留学生を受け入れている。異国の学びのスタイルや文化の実際を肌で感じることは、広い意味で学習成果の意味を学生一人ひとりが問い合わせ直す機会となっている。

本学では「学生支援委員会」を組織し、各学科から委員の教員と学生支援課が学生の厚生補導を中心に問題点や課題を討議し、各学科にその内容をフィードバックしながら全学での対応を実施している。

同時に学生の組織として「学友会」を組織し、「学生支援委員会」の指導のもとでクラブ活動、大学祭、新入生歓迎会等に主体的に取り組んでいる。これも厚生補導の重要な活動だと本学では位置づけている。

また、学生にとって先輩、友人や教職員と語らい憩える場所も必要だと考え方から、構内には学生食堂（カフェテリア）、売店、サロン、ギャラリーみづき、和室等、また建物外には前庭（みづきの郷）の緑化や中庭にベンチを配したりキャンパスアメニティも整備している。

社会人の経験を持つ学生は、学習意欲も日常の生活も他の学生の模範となる学生が多く、逆に他の学生の方が学ぶことが多い現状である。

障がい者の受け入れのための施設は、十分とは言えないが、今後整備を進めていく。

長期履修学生を受け入れる体制については、学則に定め「長期履修学生規程」により整備し受け入れる体制は整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、その活動内容、状況に応じて評価し在学期間を通じて1単位を認定している。

学生の就職支援のために「学生支援委員会」を組織し、学生支援課と連携を図り、進学も含めて検討、業務を進めている。

全学及び各学科の入学者受入れの方針は、入試要項の1ページに記載し、受験生に明確に示している。これにより、多様な入学試験方法を取り入れている。

入学手続き者には、入学後の学習につながる「入学前課題」と称して全科共通の課題と各学科の専門性を高めるための課題を準備し、入学後の学習へのスムーズな導入を考慮している。

入学後は、F S C (First Step Campus) に続く各種ガイダンスにより、大学生活に早く馴染めるように考慮している。

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

[区分 基準 II-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準II-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
①学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a) 現状

建学の精神と教育理念のもとに、全学における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：D P）を定め、これに基づいて学科ごとに学科D Pを定めている。即ち、幼児教育学科では1. 保育者として専門的知識・技能を持ち、子どもの健全な成長を見守り、子育て支援ができる。[知識・技能]、2. 子どもの健やかな成長のために様々な分野における教育・指導ができる。[保育者観]、3. 保育現場における実務能力を身につけ、実践できる。[保育実践力]、4. 豊かな教養と人間性を備え、社会人としての幅広いコミュニケーション能力を身につけている。[社会人基礎力]としている。またデザイン美術学科では、1. 美術分野における表現力と表現技術に向上がる見られる。[表現力/技術、技能の習得]、2. 理論と実技を通し、美術分野への理解と関心に深まりがある。[理解力、探究心]、3. 集中力、持続力に向上がる。[集中力、持続力]、4. 美術表現より育まれた個の自信を基に、他者への尊重と交流、また社会認識に深まりがある。[発表、批評]としている。そして音楽総合学科では、1. 音楽の専門知識と技術を修得する。[基礎的知識・技能]、2. 芸術に対する優れた感受性を持つ。[感受性]、3. 音楽を通じて学んだ豊かな教養と人間性を備え持つ。[教養・人間性]、4. 音楽を通じて人とコミュニケーションをとることができる。[コミュニケーション能力]としている。さらに歯科衛生学科では、1. 全身的観点から口腔の健康支援ができるための必要な知識を修得し、理解できる。[知識・思考力]、2. 歯科衛生士としての基本的な操作的技術能力やプレゼンテーションする力がある。[基本的技術能力]、3. 歯科衛生士として他職種と協働・連携するチーム医療が理解でき、患者や地域社会とも関わるコ

コミュニケーション能力がある。[コミュニケーション能力]、4. 医療人としての自己管理ができ、将来に向けての職業的使命感を持ち、自らが地域との連携や地域貢献を推進していく能力がある。[自律性]としている。看護学科においては、1. 看護の基盤となる人間理解と看護実践に必要な知識を習得し、人々の健康問題の解決に向けて論理的に考えることができる。[知識・思考力]、2. 看護活動に必要な専門的技術・コミュニケーション能力・態度を身につけ、看護を実施できる。[看護実践能力]、3. チーム医療における他職種との協働・連携の必要性を理解し、保健医療福祉チームメンバーとしての看護職の役割およびリーダーシップの重要性を認識できる。[協働・協調能力]、4. 保健医療福祉関連分野の動向に関心をもち、人々の健康生活を守り、地域との連携、地域貢献を推進していくために自己の知識や技術等の向上をめざす主体的、探求的な姿勢をもつことができる。[自律性]としている。

これらD Pを明確化するために学科ごとに教育目標を掲げるとともに、具体的な学習成果と結びつけるように学科ごとに到達指標を体系的に示している。教養教育の基盤となる教養科目についても、教育目的と学科ごとの教育目標を定め、到達指標を設定している。そして、これらに基づいて編成された各学科の教育課程においては、卒業要件及び免許や資格取得の要件を明示するとともに、成績評価についても明確に示している。こうしたD Pと学習成果に関する内容については、学則及び教務規程に明記して、学生に対してはもちろん、これを学内外に公表しているところである。

「卒業の要件」、「成績評価の基準」、「資格取得の要件」についても学則等に明確に定め、具体的には学生要覧に掲載して学生が十分に理解できるように示している。幼児教育学科では3年間で95単位を取得することを卒業の要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば学則に定める「幼稚園教諭二種免許状」、「保育士資格」が卒業時に取得できる。歯科衛生学科においては3年間で99単位を取得することを卒業の要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば学則に定める「歯科衛生士国家試験受験資格」が卒業時に取得できる。看護学科では3年間で100単位を取得することを卒業の要件として、所定の科目を履修し、必要な単位数を取得すれば学則に定める「看護師国家試験受験資格」が卒業時に取得できる。また、デザイン美術学科では2年間で65単位を取得することを卒業の要件とし、音楽総合学科では2年間で67単位を取得することを卒業の要件としている。この2学科においては卒業時に取得できる資格について特に学則に定めて示してはいないが、音楽総合学科音楽療法コースにおいては単位の取得状況に応じて「音楽療法士2種」の資格が取得でき、学生要覧に明確に示している。この「音楽療法士2種」の資格は幼児教育学科においても必要な科目を履修して単位を取得すれば取得できる。また、これも学則には示していないが、幼児教育学科、音楽総合学科音楽療法コース、歯科衛生学科、看護学科においては「社会福祉主任用資格」が必要な科目を履修して単位を取得することによって取得できるように環境を整えている。

「成績評価の基準」については、教務規程に定め学生にも明確に示している。これは各学科の別によらず全学で共通の基準を定め適用している。具体的に示すと、成績は、100点満点とし、60点以上を合格、それに満たないものは不合格としている。成績の評価は、課題への対応状況、授業への取り組み状況、授業期間中、授業期間以外に期間または定期試験期間中に行われる筆記試験、実技試験または口述試験、レポート、論文、作品等提出物の内容を適宜シラバスに明記された基準に基づいて評価のうえ決定している。また、一度合格点を得た科目については、いかなる事情があっても再度履修することはできないとしている。成績の表示については、100点満点のうち、「90~100点を秀(AA)」、「80~89点を優(A)」、「70~79点を良(B)」、「60~69点を可(C)」、「59点以下を不可(D)」としている。

またこれらの内容は、法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等をふまえつつ、各

学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で年度ごとに検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告することとしている。

(b) 課題

この学位授与の方針により短期大学士の学位を授与された者は、外国の大学に留学する場合などにおいて、国際的な通用性が確保されることが期待されている。学位授与の方針は平成23年4月に制定したばかりで、定期的な点検は行われていないのが現状である。

現在デザイン美術学科では、フランスの専門学校「ユーラジアム校」と提携関係にある。教育課程内容等の互換ができる科目等について具体的な対応を検討する機会が得られている。今後は他の学科においても国際的な視野に立って交流を図る機会も増やすことが課題となっている。

看護学科の新設置後3年が経過したこともあり、教育体系改編計画の趣旨に沿って、D Pと学習成果に関する内容についても、各学科、教務委員会、総合教育センター、自己点検・評価委員会等でその見直しを行っており、建学の精神と教育理念に基づく人材育成に向けて、さらに改善を進めていきたい。

[区分 基準II-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準II-A-2 の自己点検・評価

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。
 - ②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

(a) 現状

全学及び学科D Pに対応して、全学における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：C P）を定め、これに基づいて学科ごとに学科C Pを、教養教育については教養科目のC Pを、それぞれ定めている。即ち、幼児教育学科では豊かな教養と人間性を備え、子どもへの深い愛情を育むとともに幼児教育・保育における専門的な知識と技能を身につけ、これらと実習や保育実務研修との往還で、より一層社会が必要とする保育者として、教育・保育と子育て支援にあたることのできる人材の育成を目的とし、教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 子どもの健やかな成長、幸せのために社会的課題の解決や支援できる専門教育を実施する。3. 実習や保育実務研修とかかる授業との往還によって、保育現場で必要とされる実務能力や実践力が身につく教育を実施する。4. 保育のスペシャリストとして、自らの持つ能力を伸ばすことのできる特化教育である専修クラスを設置している。またデザイン美術学科では、生涯にわたる素養として「美術」の知らしめる価値観、更に自らを表現できる技能を定着させたい目標の下、美術の全体像を見失うこと

なく、基礎から応用発展へと繋がる科目及び科目群相互の連携を意図し、教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 一年次前期に基礎領域全般を学ぶことにより、「美術」の概要を体験し、自己の適性を知る。3. 描写系科目を造形表現の基本と捉え、関連科目を充実させ所定の単位数を必修とする。4. 学生は関心に応じて他コース関連科目の受講が可能で、個性的履修計画を作成できる。5. 広範囲なコンピュータ使用科目の開講に並行して、手を用い、素材を扱う体感教育も重視する。6. 各科目担当者は学生との対話に努め、能力に応じた個別指導を行い、学生一人ひとりの成長を支援するとしている。そして音楽総合学科では、音楽の専門知識と技術を修得し、さらには音楽を通しての豊かな教養と人間性を養い、音楽活動を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材を育成するために、以下の教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 音楽を通して人間的な成長と専門的な知識と技術を学ぶために専門教育を実施する。3. 地域社会に貢献し、コミュニケーション力を養うための学外演奏の充実と実施をはかる。4. 音楽関係、心理関係等の資格取得を支援する教育を実施するとしている。さらに歯科衛生学科では、豊かな教養と人間性を備え、口腔保健・医療・福祉の立場から人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、さらに他医療職種とも連携を取ったチーム医療を実践できる人材を育成するため、次のような教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 全身の医学的観点から口腔の健康支援ができるための基礎教育と専門教育を実施する。3. 専門化する歯科医療に対応するため、専修クラスを含めた臨床・臨地実習を実施する。4. 国家資格取得を支援するための教育を実施するとしている。また、看護学科では、豊かな教養と高い倫理観に裏づけされた看護の専門的知識・技術を身につけ、変化する社会のニーズに対応し広く貢献できる人材を育成するために、次のような教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力の育成、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 健康のあらゆるレベルにある対象者に適切な看護を実施できるための基礎教育と専門教育を実施する。3. 講義や演習で学んだことを臨床現場で統合し、対象に応じた看護を実施できる能力を身につけると共に、地域との連携、地域貢献を推進していくための素地を身につけるために臨地実習を実施する。4. 看護専門職として自らの興味・関心に沿って探求する研究的態度と自己学習できる主体性・自律性を高めるために設定した発展科目を履修する。また、講義等の展開においてはグループワーク、討論、ゼミナール形式等を効果的に導入する。5. 国家資格取得を支援する教育を実施するとしている。

そして、これらD Pに対応するC Pと学習成果の内容的な指針となる到達指標に対応して学科ごとの教育課程が編成されている。教育課程においては、目的や目標に沿って人材育成がなされるよう体系的なシーケンスと、わかりやすく適切なスコープに配慮するよう心がけている。また、成績評価についても明確な基準を設けて厳格に適用するよう努めているが、科目ごとに授業の時期・形態・単位数・担当者・ねらい・到達目標・時間数・具体的な内容・評価方法と基準・授業外での学習・教科書と教材等をシラバスで示すとともに、授業の最初にこれらを説明することで、効果的な教育がなされるようにしている。さらに教育課程における授業担当教員についても、業績や資格等に基づいて適切な配置がなされるよう配慮している。そして教育課程の方針、編成内容、実施状況については、法令等の改正はもちろん、その教育効果や学生の実態等も考慮しながら、各学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で見通しを持って検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告している。

(b) 課題

幼児教育学科では、カリキュラムポリシーを実現するための、科目間連携のあり方、クラスター化が可能な科目などを精査するための、カリキュラムツリー、カリキュラムマップの検証が課題である。

デザイン美術学科では、「発表と批評」に関して自作の作品について、言葉で表現できることが必要だと考える。実際の作品表現と同様に言葉で作品を表現する能力を高めていくことが課題である。

音楽総合学科では、専門科目において、学位授与の方針に対応しながらも、時代に合った魅力ある教育課程を編成していくことが課題である。

歯科衛生学科では、学生が主体的に学ぶ態度の育成に重点をおくことを考えている。特に、問題解決能力の育成においてPBL (Problem Based Learning)が有効的な手段であり、一人ひとりの学生へ具体的な事前・事後学習の明示が課題である。

看護学科では、今まで学年進行中であったためDP、CPに沿い教育を実施してきたが、健康のあらゆるレベルにある対象者に適切な看護を実施できる能力の基盤として、各教科で学んだ知識・技術等の統合力を高めるための、より効果的なカリキュラム構成の見直しがこれから課題である。

全学の教育課程編成については、平成25年度に作成したカリキュラムツリー、カリキュラムマップをさらにわかりやすいものにし、教育効果を高める努力や、平成25年度実施に向けた本学改革の総合計画の趣旨を受けた見直しの必要があり、より体系的で効果的な内容とするためにも学内関係組織で改善を進めていきたい。

[区分 基準II-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準II-A-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

(a) 現状

DP及びCPとともに、建学の精神と教育理念に基づいて全学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）と学科APを定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。即ち、教養を基盤とした専門知識と技術をもって広く社会貢献することに積極的に取り組み、自己の知性と感性を磨いて、自律性を持った品格ある女性になろうと思う人の入学を求めるとした全学のAPのもとに、幼児教育学科では子どもへの深い愛情と理解にもとづいて、保育者になる強い希望と自覚を持っている人、また常にあたたかい気持ちを持ち、社会貢献に努めようとする人としている。またデザイン美術学科では、「自分」を見つめる人、描く・作る行為に充実感（自己の存在）を感じる人、他人に思いを至らせることのできる人、自然を愛する人としている。そして音楽総合学科では、自然と音楽の結びつきを感じながら感性豊かな音楽を奏で、将来音楽関連の職業につきたいという強い希望を持っている人、または音楽が大好きで勉強を続けたいと思う人としている。さらに歯科衛生学科では、歯科衛生士として保健・医療・福祉の分野で貢献する意欲を持ち、また医療人になるための社会性や協調性を備えた人間性豊かな人としている。看護学科では、看護職への高い志をもち、人を思いやる心とコミュニケーション能力を備えた人、また看護職としての責任を果たすために必要な基礎学力を有し、自己の向上に向けて努力できる人としている。

全学及び学科のAPでは、本学における全学と学科の人材育成の方針と概要をわかりやすく示すことで学習成果を把握できることと入学者の望む学びの内容と合致するかどう

かが入学前にわかるよう配慮している。また、入学者選抜の方法やその内容についても、全学及び学科APに基づいて、入学者本位でかつ学科の特性に沿うものとなるよう考慮している。

具体的には幼児教育学科では、個人面接を課して、幼児教育学科志望の動機、保育者に対する理解度を聞いている。これにより、幼児教育を目指すものとしての意欲が把握・評価でき、また面接担当者との応答や集団でのコミュニケーションをみることにより、入学者の人間性を一定程度の評価できると考えている。

デザイン美術学科では、原則作品制作を課している。課題に対する個々の解釈と技能、表現力に基づく制作作品は入学者受け入れの方針に叶うものである。

音楽総合学科では、ピアノ電子オルガンコースやウインドアンサンブルコース、音楽療法コースでは、実技や面接を課している。管楽器リペアコースでは、さらに適正検査、小論文を加え、志望の動機、音楽総合学科や、各コースに対する理解度を聞いている。

歯科衛生学科では、個人面接を課して、歯科衛生学科志望の動機、歯科衛生学科や歯科衛生士に対する理解度を聞いている。これにより、歯科衛生士としての意欲が把握・評価でき、また面接担当者との応答をみることにより、入学者の人間性を一定程度評価できると考えている。

看護学科では、個人面接を課して本学科への志望動機や看護職への志、人とのコミュニケーション能力や自己成長に対する姿勢などを見ると同時に学科試験を課し、看護学を学ぶ基礎能力を評価している。この両者で入学者の看護職としての必要な基礎力がある程度評価できており、入学者の受け入れ方針に叶うものと考えている。

あわせて、これらを含めて本学について総合的に紹介するオープンキャンパスと、入学試験後の入学予定者に配慮した入学前教育を重視して、積極的に実施している。

(b) 課題

幼児教育学科では、入学者受け入れの方針に基づいて入学試験で判定したにもかかわらず、入学後に保育者に対する自分のイメージと実際との違いや保育実習や教育実習など現場において自分を過小評価し自信を失う場合もあり、保育者としての目標を持たせ学生たちが将来設計を立てていけるように支援できる体制づくりが課題である。

デザイン美術学科では、入学者受け入れの方針において特に課題はない。

音楽総合学科では、入学者受け入れの方針に基づいて入学試験で判定したにもかかわらず、入学後に、演奏家、演奏指導者、管楽器リペアマン、音楽療法士に対する自分のイメージと実際との違いが判明し、進路選択を再考される学生のケースがある。

歯科衛生学科では、同様に入学後に歯科衛生士に対する自分のイメージと実際との違いが判明し、進路選択を再考される学生のケースがある。

APについて、看護学科の設置3年の経過の中でを教育体系の全学改編を目指した見直しと改善を図るとともに、オープンキャンパスの内容や入学前教育の内容についても、各学科、教務委員会、総合教育センター、自己点検・評価委員会等で実施後に総括を行い、改善に向けた見直しを不斷に図っていきたい。

[区分 基準II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準II-A-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。

- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a) 現状

教育の質を保証する観点から、学習成果の査定については重視しているところであるが、建学の精神と教育理念、三つの方針、教育目標及び到達指標に基づく授業の到達目標に沿って、4学科ともに①学習成績(成績評定・取得単位数)、②観点別達成状況、③学生の成績評価値であるGPAをもとにして査定を行っている。

①の学習成績は、5段階(上位からAA、A、B、C、D:Dは不合格)の評定とし、このもととなる素点は、全体を100点満点としている。この学習評価は、各学科の到達指標をもとにしながら、科目ごとに具体的な到達目標や評価するための方法、配点をあらかじめシラバスに明記して学生に示すとともに、授業開始時に科目担当教員が、具体的な説明を行った上で実施している。この学習評価の基盤となる各学科の到達指標は以下のとおりである。幼児教育学科では、1. 保育者として専門的知識・技能を持ち、子どもの健全な成長を見守り、子育て支援ができる。(1)子どもの年齢による発達の特性を理解し、それに基づいた指導計画を作成できる。(2)保護者と共に子育てしていく姿勢を基に、適切な保育相談支援ができる。(3)幼児教育・保育に関わる課題に気づき、それを分析し判断することができる。2. 子どもの健やかな成長のために様々な分野における教育・指導ができる。(1)豊かな感性と表現力を養い、理想の保育者像を常に描き、研鑽に努めることができる。(2)子どもの成長発達に応じた遊びや生活の課題について、その指導や保育技術を活用して支援ができる。(3)これまでの学びの集積を自覚し、成長したことを具体的に示すことができる。3. 保育現場における実務能力を身につけ、実践できる。(1)一人ひとりの子ども理解に応じた援助や環境構成ができる。(2)実践の後に常に自らの言動を振り返り、新たな方法や手立てを行うことができる。(3)様々な価値観に対応できる柔軟性を身につけることができる。4. 豊かな教養と人間性を備え、社会人としての幅広いコミュニケーション能力を身につける。(1)社会人基礎力を備え、社会的課題や時事問題に関心を持ち、理解しようとする。(2)社会に貢献する使命感と責任感を持って、積極的行動することができる。(3)職業や社会生活で必要なコミュニケーション能力を身につけ、誰とでも柔軟に関わることができるとしている。また、デザイン美術学科では、1. 美術分野における表現力と表現技術に向上が見られる。(1)作品制作、文章表現の中で工夫や努力がなされ、表現物に質的向上が認められる。(2)技能が修得され、表現技術の向上がある。(3)目的を自覚でき、授業外での学習や資料収集の習慣が育っている。2. 理論と実技を通して、美術分野への理解と関心に深まりがある。(1)知識の吸収に努めることができる。(2)理論的理解ができる。(3)制作にあたり物事の判断を安易にせず、試行錯誤ができる。(4)柔軟且つ客観的に「美術」を解釈でき、日常の思考や感性に生かされている。3. 集中力、持続力に向上がる。(1)集中力を持って学習に臨める。(2)主体性を持ち、継続して課題に取り組める。4. 美術表現より育まれた個の自信を基に、他者への尊重と交流、また社会認識に深まりがある。(1)課題について自己の主張を作品又は文章上で表わせる。(2)課題について自己の主張を口頭で説明できる。(3)他者の作品を評価できる。(4)学習が個人にもたらす意味、及び社会的意味を理解できるとしている。そして、音楽総合学科では、1. 基礎的な音楽知識の習得、および専門楽器の技術を持っている。(1)音楽史、楽典、聴音と視唱(ソルフェージュ)など基礎的な音楽知識を身につけている。(2)個々の音楽性が表現されたソロ、アンサンブルができる。(3)自身の技術について客観的な視点を持ち、継続的な努力ができる。2. 芸術に対する優れた感受性を持っている。(1)幅広い分野の音楽に触れ、偏らない広い視点から学ぶことができる。(2)音楽分野全般の理解と関心に深

まりがみられる。3. 音楽に関する学びを通して関連する歴史や自然に対する学びを同様に深め、豊かな教養と人間性を持つ人材の育成 (1) 自分の専攻以外の楽器にも触れ、多角的に音楽を理解することができる。(2) 音楽の生まれた背景や時代について学び、深く作品を理解、表現することができる。4. 音楽活動や演奏を通じて人とコミュニケーションをとることができる。(1) 演奏を指導される体験あるいは指導する体験から音楽を通じて人とコミュニケーションをとることができる。(2) 学外演奏、ボランティアなどの機会を積極的に持ち、音楽が人に与える影響を理解し、演奏や音楽活動によって人と関わることができる。(3) 他者の演奏についても問題点と同時に評価を与えることができる客観的な視点を持つとしている。さらに、歯科衛生学科では、1. 全身的観点から口腔の健康支援ができるための必要な知識を修得し、理解できる。(1) 全身と口腔の健康の関連を医学的に説明できる。(2) 口腔疾患を予防し、口腔保健を向上させるために必要となる基本的な知識を身につけることができる。(3) 歯科衛生士としての専門性に繋がる教養の基本的知識を修得し、応用できる。2. 歯科衛生士としての基本的な操作的技術能力やプレゼンテーションをする力がある。(1) 口腔の健康やリスクを評価し指導計画を立て、対象者に説明できる。(2) 口腔疾患の予防のための基本的な施術や適切な口腔衛生指導が実施できる。(3) 安全な歯科医療を提供するため、基本的な手技を行うことができる。3. 歯科衛生士として他職種と協働・連携するチーム医療が理解でき、患者や地域社会とも関わるコミュニケーション能力がある。(1) 歯科医療におけるチームワークの重要性を理解し、他の医療従事者との連携ができる。(2) 地域歯科保健の維持・向上のため、地域住民の視点に立ちコミュニケーションがとれる。(3) 職業や社会生活で必要なコミュニケーション能力を身につけ、幅広く柔軟に対応できる。4. 医療人としての自己管理ができ、将来に向けての職業的使命感を持てる。(1) 人の口腔健康を守ることで、人の心と体を守ることに寄与する歯科衛生士の職責への十分な自覚を持ち、医療人としての自己管理のもとに患者本位の立場で対応ができる。(2) 歯科医療において自ら問題点を探し出し、自己学習によってそれを解決するための能力を培うことができる。(3) 地域社会に貢献する歯科衛生士の使命感を持って積極的に行動できるとしている。看護学科では、1. 看護の基盤となる人間理解と看護実践に必要な知識を習得し、人々の健康問題の解決に向けて論理的に考えることができる。(1) 看護の基盤となる幅広い教養と専門的知識を習得し、看護実践に応用することができる。(2) 生命の尊厳と人権尊重の理解を深め、看護場面における倫理的問題について、原則を適用して考えることができる。(3) 守秘義務を遵守し、個人情報の保護ができる。(4) 人々の健康と生活に関する問題の解決に向けて、科学的根拠に基づいて論理的に考えができる。2. 看護活動に必要な専門的技術・コミュニケーション能力・態度を身につけ、看護を実施できる。(1) 対象に応じたコミュニケーション技法を活用し、援助的人間関係を築くことができる。(2) 根拠に基づいた適切な看護技術を選択し、対象に応じた実施ができる。(3) 多様な価値観を持つ対象の思いや価値観を尊重し、共感できる。3. チーム医療における他職種との連携・協働の必要性を理解し、保健医療福祉チームメンバーとしての看護職の役割およびリーダーシップの重要性を認識できる。(1) 保健・医療・福祉チームにおける他職種との連携や協働の必要性が認識できる。(2) 専門職としての責任感と自己管理能力を身につけ、将来に向けた職業的使命感をもつことができる。(3) 講義や隣臨地実習を通してチーム医療における看護師の役割を理解し、連携・調整・仲介をするためのリーダーシップについて考えることができる。4. 保健・医療・福祉関連分野の動向に 관심をもち、人々の健康生活を守り、地域との連携、地域貢献を推進していくために自己の知識や技術等の向上をめざして主体的かつ探求的な姿勢をもつことができる。(1) 国内外の保健・医療・福祉関連分野の動向、新しい情報に关心をよせ、看護職としてのあり方を考えることができる。(2) 医療施設と地域との連携における諸問題を見出し、問題解決の方法を考えることができる。(3) 自己の興味・関心・問題意識に関する事柄について主体的

に情報収集し、探索できる。

②の観点別達成状況については、到達指標、科目ごとの達成目標に基づいて学科D Pに定めた観点ごとに担当教員が配点を定めて配点表を作成し、学習成績とともに、60%に満たない観点のある学生を、到達した観点と併せて提出することとした。即ち、幼児教育学科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術学科では「表現力・技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合学科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生学科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」を、看護学科では「知識・思考力」、「看護実践能力」、「協働・協調能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について観点別の学習成果を評価している。これによって、学生の学習成果について評定だけでなく、質的なものも含めて詳細に示していくとするものである。

③のG P Aは一般的に多くの大学や短期大学で用いられているものであり、学生一人ひとりを全体的かつ相対的に評価していくとするもので、素点をもとにして、次的方式によって数値化した。

G P Aの計算方式

$$\begin{aligned} G P A &= (G P \times \text{その科目的単位数}) \text{ の総和} / \text{履修登録した単位数の合計} \\ G P &= (P t - 55) / 10 \quad \text{※} P t \text{ は素点} \\ &\quad (P t < 60 \text{ のときは、} G P = 0 \text{ とする}) \end{aligned}$$

(b) 課題

幼児教育学科では、学習成果を査定するためのループリックの一部試行は行ってきているが、全科目での策定など未整備な部分が少なくない。また、G P Aを実習指導に活用するようになり認知度は高まったが、学生自らの学修意欲につなげていくしきけが必要である。

デザイン美術学科では、学習成果の査定を行ううえで、特に「表現力・技術・技能の習得」をより高めることが課題である。

音楽総合学科では、芸術系科目の評価は教員の主観を交えた評価とならざるを得ないことが課題である。

歯科衛生学科では、チーム医療、多職種連携医療が重要な課題であり、そのためには観点別学習成果の一つであるコミュニケーション能力の育成が求められる。しかし一方、この人間関係の構築に関する能力は測定による見える化が大変困難であることが課題である。

看護学科は、人々の健康問題の解決に向けて基礎学問との統合をはかり論理的思考に結びつけられる看護実践能力が必要であり、今後の課題である。

学習成果を数値化して査定を行い、量的及び質的に成果を検証してその結果を学生に認識させるとともに、不足する場合には個別の学習指導も実施している。

こうした学習成果の査定方法について、教育効果を検証しながらさらに見直しを図っていくことが不可欠であり、量的なものとともに質的なものについて評価していく実証的な研究が必要である。こうした改善に向けての取組を、各学科、教務委員会、総合教育センター、自己点検・評価委員会等で組織的に進めていきたい。

[区分 基準II-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

- 基準II-A-5 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a) 現状

本学では卒業生の就職・就業状況に関して、すべての進路先に対して毎年「雇用者に対するアンケート」を実施しており、学生支援委員会及び学生支援課がこれを取りまとめて全学に回覧するとともに、その結果のうち課題であると考えられる内容について学科、関係する委員会等で検討を行っている。さらに実習がある学科については、実習先からの評価や意見について、学科において同様の検討を実施している。これによってD Pについて点検するとともに、学習成果についても点検を行い、関係する科目の授業内容の改善等に活用している。

われわれ教育機関は社会のニーズ、ステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、すなわち Market In の感覚で社会に役立つ人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髓は不变であるものの具体的な教育戦略として自己点検・評価を行っていく必要がある。昨今の指示待ち人間が多く、コミュニケーション能力が低いという世間の風評を払拭するような人材の養成が急務と思われる。立派な建学の精神によって教育していてもそれが社会が求めているものになっているのかを、チェックする必要があり、本学では毎年卒業生が働いている企業にアンケート調査を行い、何が不足しているのかを知って教育現場にフィードバックする体制を採っている。

(b) 課題

調査対象が直近の卒業生であり、過去の卒業生すべて対象としてアンケート調査を実施することは困難であるとしても、3年・5年・10年などの卒業後一定期間において調査を行い、これを学習成果の点検に活用していくよう改善を図りたい。

■ テーマ 基準II-A 教育課程の改善計画

「学位授与の方針」の区分では、この学位授与の方針により短期大学士の学位を授与された者は、外国の大学に留学する場合などにおいて、国際的な通用性が確保されることが期待されている。本学では国際的に学位を授与する機関として認められるよう、教育の水準の維持向上に向けて努めていくことや学位授与の方針を定期的に見直す体制の構築を考えている。

「教育課程編成・実施の方針」の区分では、幼児教育学科において、完成したカリキュラムツリーの改善に努め、学びの質を高めるための履修が可能な条件をさらに構築していく。

デザイン美術学科においては、「発表と批評」に関して自作の作品についての言葉での表現が必要と思える。作品表現と同じく、言葉での作品表現を指導する。

音楽総合学科においては、学位授与の方針に対応しながらも、社会や時代のニーズに即応した魅力ある教育課程を編成していくことを推進していく。

歯科衛生学科の授業科目によっては、シラバスに毎回の準備学習を明確に示したものを見し、事前に一定レベルの知識を持ったうえで、問題解決型学習を促進していきたいと考えている。

看護学科ではC P方針に沿い、シラバスに学修課題を明記したり学生の求めに応じて放課後の学修の場を確保し、また授業後の補習を行うなど学生が主体的に学修する環境を整え、対象に応じた看護実践ができる能力を育成している。

「入学者受け入れの方針」の区分では、全学共通の認識として、入学後の自己の思いと実際の教育との間のギャップを埋めるために、入学前までの期間にさらなる意欲の向上をめざして、入学前教育の充実を図ることが重要だと考えている。

「学習成果の査定（アセスメント）」の区分では、幼稚教育学科としては、保育実習、幼稚園教育実習、保育実務研修などの参加条件としてGPAを活用し、既存の「実習の指針」（幼稚教育学科実習指導センター）に明記し、平成26年度より実習指導に活用している。今後は、GPA2.0未満の学生への指導のあり方を十分に検討していく必要がある。

デザイン美術学科では、「共同制作による他者とのコミュニケーションがどれ作品向上に協力できる。」ことを指導し、共同制作の意義を考させていく。

音楽総合学科では、主観による評価であっても、細かい観点を具体的に他の教員と情報共有することにより、客観的で厳正な評価へつながるのではないかと考える。また、基準に達しないと思われる学生については複数の教員で慎重に協議することが必要であると考える。

歯科衛生学科では、授業スタイルでチーム基盤型学習（TBL: Team Based Learning）を積極的に導入し、学習成果の柱の一つであるコミュニケーション能力の獲得に力をいれていく。

看護学科では、学習成果として講義や演習での学びを臨地実習で統合することである。そのため学修のSequenceを重視した評価を行い臨地実習へ繋げていきたい。

目的・目標に基づく方針に沿った教育課程の編成・実施に向けて、不斷に見直しを図り、「短期大学土力」を身につける必要がある。本学改革の総合計画に沿って、全学をあげて教養科目を含めすべての学科で教育課程について、社会を支えるより「高度な専門性」、より一層の「地域貢献」、「学科間の交流」をキーワードに、その一部見直しを図ることが課題であると考えている。また学習成果に関しても、確実に成果が得られる学習の指導・支援に向けた改善と、その査定方法の改善が必要であると考えられるので、組織的にその具現化を図っていこうと考えている。

[テーマ 基準II-B 学生支援]

[区分 基準II-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準II-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

②教員は、学習成果の状況を適切に把握している。

③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。

④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。

⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。

⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑦教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。

②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。

③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。

④事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。

⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。

④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(a) 現状

全学の学位授与の方針に基づき各学科において学位授与の方針を定め、本学教員はその方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。即ち、各学科の達成すべき成果の観点は学位授与の方針に基づいており、以下のとおりである。即ち、幼稚教育学科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術学科では「表現力・技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合学科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生学科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」を、看護学科では「知識・思考力」、「看護実践能力」、「協働・協調能力」、「自律性」といった各学科 4 つの能力について学習成果を測定している。授業担当者は各科目の成果として、学生はどの部分の能力が一定レベル (60%) 以上達成され、あるいは達成不十分だったかというチェックをし評価している。

また教員は学習成果を観点別達成状況の他に、学習成績(各科目成績評定・取得単位数)、G P A (Grade Point Average) 3 点を指標として評価し把握している。

一方、教員は学生による授業評価を前期末と後期末のどちらかで受けており、そのデータの集計・分析は総合教育センターで行われている。その結果は各教員にフィードバックされ、授業評価へのコメント、平成 24 年度の授業に対する目標、学生への要望の 3 点においてまとめ、各教員はもちろん学生にも提示して授業改善のために活用している。

授業内容については、専任教員と非常勤教員との打ち合わせ会議を各学科別に設けており、また専任教員は学科会議、個別の授業担当者会議を持ち、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

さらに、毎年 8 月に F D 研修会を開催し、授業・教育方法について検討を行っている。この F D 研修会での各教員の成果を、「目標の達成度合い」、「話題提供の内容についての感想」、「F D や教育改善、授業改善等に関する新たに得られた知見」、「本学における今後の F D 活動のあり方、来年度の F D 研修会のあり方や内容」についてまとめ、職員に公表し実際の授業・教育方法の改善や展望に繋げている。また、前期・後期の 2 回にわたり授業交流会を開催し、各教員が課題意識を持って他の授業を参観し、互いに長所や課題を指摘し合うことで、自己の授業の在り方について振り返るとともに、授業改善に向けた参考事例として活用している。

そして、各学科の教員は教育目的・教育目標に基づいて具体化した到達指標にしたがって、各授業における到達目標を定めシラバスに記載している。到達目標を達成したかどうかは、観点別達成状況に基づいて評価している。また学生の履修指導については、必修科目、選択科目、教養科目、専門科目などへの理解、講義、演習、実習などの授業形態や単位制度、G P A 制度、観点別の学習成果などについて、これまでの高等学校時代とは大き

く異なる履修の方法に対し、各学科の教員が説明、指導する体制を整えている。学生の履修状況については、各科目の担当教員はもちろん、各学科の教務委員が一人ひとりの学生の状況について把握し、チューターにその情報を伝えて学生への個別対応などを行っている。特に各期ごとに定期試験の結果も踏まえて、学科別の全体指導やチューターによる個別指導が行われている。このように本学教員が学生に丁寧に履修指導を行うことにより、卒業に至るまでの学習成果に繋がっていると思われる。

事務局は「総務課」「学生支援課」「教務課」「入試・広報課」「図書館事務室」が設置され、職員が配置されている。職員は専任も非常勤も全員が本学の「建学の精神」を理解したうえで、「教育方針」に沿って職務を遂行している。学生に対しての関与の直接、間接の職務の違いはあっても、学習成果の状況により学生の動向がどうなっていくのかを認識し理解している。

そして、直接学生と接する窓口業務では日常の生活状況や授業等への出席状況の把握に務め、学生が継続的に目標達成のための取り組みが十分に行えるように指導をしている。

一方、間接的に学生の大学生活を支援する部署では、学習環境の整備に配慮し学生が教育研究活動に専念できるキャンパス整備に取り組んでいる。

また、職員は所属部署の業務を通じて学科の教育目的・目標を理解し、年次計画に基づいた学習成果達成のための取り組みがどの程度達成できたかを把握している。

こうした取り組みを推進するために、職員は学生の夏期休暇中に、SD研修会に参加して学生支援のための職務の充実を図っている。また、日本私立短期大学協会等主催の各種研修会にも積極的に参加し、自己研鑽を積んで努力している。

職員は、異動があって直接学生と接する窓口業務を経験している。長い期間一つの部署に留まることを避けることにより、様々な部署にいても学生に対して履修及び卒業に至る支援ができている。

学生の学習成果を高めていくために教職員は学内の施設や設備だけでなく、あらゆる教育資源を有効に活用しようと考えている。その一つとして、授業を図書館で行うなど工夫をしたり、シラバスに示された参考図書については教務委員会と図書・生涯学習委員会が緊密な連携をして準備をするなど、確実な整備を図っている。また授業以外の予習において図書館の活用を図書・生涯学習委員会をとおして各教員に呼びかけるとともに、学習資料の重点的な購入と配架（幼児教育学科における絵本・紙芝居・児童文学書、音楽総合学科における楽譜・ビジュアル資料、デザイン美術学科におけるマンガ、美術資料、歯科衛生学科における最新の口腔関係資料など）並びに図書館職員による資料検索の援助等を、各学科と図書館が連携しながら進めることで学びの利便性を高める努力を行っている。さらに、教育資源の有効活用の観点からコンピュータの確実な活用にも努めているところである。コンピュータの利用について学ぶ教養科目や専門科目では3室あるコンピュータ室を使用することはもちろん、その他の授業でも一般教室のプロジェクターとコンピュータを利用して学習成果の向上に役立てようとしている。加えて、事務局前のロビーや各学科のサロン等にもコンピュータを配置して、学生の学習のための自主的な活用に供している。

このように教育資源の有効活用を図っているが、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が必要であり、平成23年度から進めている各学科の重点的な資料購入（たとえば幼児教育学科の充実した「絵本資料」など）を進めるとともに、シラバスに示された参考資料については、平成24年度から一覧表を作成、提供して学習にあたっての利便性を高めていくこととしている。またコンピュータについては、教室での授業でインターネットを活用できるようにすることが必要であり、平成24年度から整備を進めいくこととしている。また教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることができることが課題となってきたが、これについても平成24年度中に整備された。

(b) 課題

今後、教員が学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。即ち、全学科で科目の学びの系統化とそこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラム・マップの作成、これと関連して各授業において学習の評価基準のループリックを活用して明示していくことが課題である。また、FD研修会も年に1回の開催であるが、全学での開催の頻度を増やし、学科別にテーマを定めて研修会を定期的に行うなど活発化させることが、学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで重要な課題であると考えている。

また事務職員においても常に他の部署との連携を図り、カリキュラムの動向に対応できる能力を維持し高めていく努力をしたい。

担当の業務以外においても学生の様々な支援に貢献できるように自己啓発ができる研修等の機会を設定していくことも考えている。

教育資源の有効活用については、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が求められているし、コンピュータについては、教室での授業でインターネットを活用できるようにすることも重要である。また教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることが課題となってきたが、これについても平成24年度中に整備された。

[区分 基準II-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

■ 基準II-B-2の自己点検・評価

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(a) 現状

新年度の履修ガイダンスにおいて、成績評価と併せて行われる学習成果について、ディプロマポリシーを基に具体的な説明を行っている。さらに、各授業のオリエンテーションでは、その授業の特性やねらいと併せて、さらに具体的な説明を行なっている。このようにして、学生が主体的に獲得すべき成果の具体的な姿をイメージできる場面を設けている。

学習成果の基盤となる各学科のディプロマポリシーを含め、三つのポリシーなど本学の教育に関する基本方針は学生要覧に掲載し、常に意識化できるように支援している。また、シラバスにおいても、到達目標をすべての授業において明記し、ネット上でいつでもどこ

でも確認できる環境を整えている。

入学生を対象に、毎年基礎教養テストを行っている。その結果から学生のどの分野の能力が高く、また低いかなどをチェックし、そのうえで経年変化や学科別などで分析を行っている。その結果をクラスアワーなどで活用し、学力の向上をめざす取り組みを組織的に行っている。

教員 1 名に対し、学生 10 名程度のチューター制度は、学生一人ひとりの学習課題や分析を的確に行う環境として恵まれており、日常的に学生の指導を実施している。また、成績評価と同時に学習成果の到達度についても数値化しているので、特に観点別の評価が 60% に満たなかった学生は、個別に面談を行っている。

一斉学習や一方向的教授などの授業形態から、小集団学習や討論、質問事項を続けたり、カンファレンスなど多様な授業形態へと、学生が主体的に学びを展開するアクティブラーニングを展開するように工夫している。この工夫により、学びを学生個人のものとして閉じられることのないよう、小集団の中で確かめたり再構成したりして、進度の早い学生はより学びを深化・統合できる機会を多く設け、進度の遅い学生には勉強方法の改善を図る工夫をしている。

平成 22 年度からユーラジアム校（フランス）から留学生を受け入れている。異国の学びのスタイルや文化の実際を肌で感じることは、広い意味で学習成果の意味を学生一人ひとりが問い合わせ直す機会となっている。また、平成 23 年度からは短期ではあるが、本学がユーラジアム校に学生を派遣することとなり、こうして往還的関係の醸成によりさらに学習成果の獲得を図っていくつもりである。

(b) 課題

年度初めに前期だけでなく、後期の履修登録もおこなっている。これは年間を見通して履修計画が立てられる利点もあるが、学習の動機付けおよび興味・関心の持続性においては課題となる。今後は、学習成果の獲得の視点に立ち、履修登録の方法や期間などについてさらに改善していく必要があると考えている。

学習成果についての説明はあらゆる機会を通して行っているが、シラバス上では記載されていない。今後は、常に学生が学習成果を意識できる一助として、手軽に閲覧・確認できるシラバスへの記載を検討していく。

学力調査を基にした指導は、各クラスやチューターに任される部分が多く、継続的・計画的な補充授業の実施には至っていない。今後は、卒業時の学力調査実施なども視野に入れ、計画的な取り組みを行う必要があると考えている。

学習成果を数値化し、それを学生への適切な学習指導に活かしていくことをめざしているが、数値化が難しい芸術系統の科目については方法や手順がまだ未成熟である。これはがあるからである。学習成果の結果を、学生指導に反映させるための構造化と機能化について今後考えていきたい。

優秀な学生のみならず、すべての学生において満足できる授業へと改善するために、今以上の工夫が求められる。具体的には、学生の授業評価の積極的活用や、教員が授業を参観し合う機会の増加、FDによる具体的な授業改善の視点の描き出しなどが考えられる。学習の習熟度と併せた指導について模索中である。

留学生の学びのスタイルの発見やキャンパスライフでの交流は、当該学科や一部の学生に限定されない取組、学習成果等を見直し新たな価値観を主体的に学生が再構築できる環境整備を推進し、留学制度の在り方等も含めて今後検討していく必要がある。

いる。】

■ 基準II-B-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

(a) 現状

学生の生活支援のための組織として、学生支援委員会があり、各学科教員と学生支援課職員で構成されている。平成 27 年度には、多様化・個性化した学生に対し、よりきめ細やかな支援が必要であることから、学生相談室の教員と保健室職員が学生支援委員会に加わり、学生の現状を共有し、専門の立場からの助言を得るなど、より連携のとれる支援をできるようにした。また、障害者差別解消法の合理的配慮規定が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることから、「特別な配慮を必要とする学生への支援に関する基本方針」及び「ガイドライン」を見直し、「大垣女子短期大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」及び「障がいのある学生への支援に関するガイドライン」を新たに作成し、障がいのある学生への支援を組織的に取組めるようにした。

学生組織である「学友会」は、各学科・各学年から推薦された各 2 名の委員で構成する「学友会委員会」を置き、みづき祭（大学祭）・F S C（新入生歓迎会）などの学内行事の企画運営、クラブ活動の推進、地域行事への参加など、主体的に企画、運営をおこなっている。学友会委員会への支援・指導は、顧問である学生支援委員会と主管課である学生支援課があたり、厚生補導の重要な活動として位置付けている。みづき祭（大学祭）では、学友会委員を中心に、各クラスやクラブと連携し、クラス・学科企画や環境をテーマにした展示企画など、全学で取り組む行事になっている。

また、クラブ活動の推進では、F S C（新入生歓迎会）において、学友会委員が「クラブ紹介」を企画し、各クラブが新入生勧誘をおこなう機会としている。本学は、各クラブに専任教員を顧問として置き、指導にあたっている。5 学科の学生が共通の時間を確保するには、余裕のない時間割の中で簡単ではないが、学科間交流や他学科教員との交流ができる場として、複数のクラブに所属する学生もいる。加入率は、5 割弱となっている。

5月1日現在

クラブ数	学生数	加入者数	加入率
24	710	309	43.5
文科系	6	—	249
体育系	18	—	60

学生生活をより豊かに過ごすために、キャンパスの環境整備は必要であり、学内には、学生食堂（カフェテリア）、売店、みづきサロン、みづきホール、ギャラリーみづき、和室などを設置している。また、前庭（みづきの郷）や中庭など、構内にはベンチを配し、友人や先輩、教職員とのコミュニケーションの場として活用されている。

本学は、JR 東海大垣駅から北約3kmに位置したキャンパスで、自転車や徒歩で通学する学生も多いが、鉄道を利用する学生も多く、通学時間にあわせたスクールバスの運行や、大垣駅と短大間の無料のバス定期券を発行するなど、通学の便宜を図っている。また、自転車通学生には構内駐輪場を、自動車通学生には民間駐車場（有料）を準備し、どちらもスペースの確保に努めている。

本学は、県外の学生も多く、自宅通学ができない学生に対し、本学の学生専用アパートや地元の不動産業者などを紹介し、宿舎の確保ができるよう情報の提供をおこなっている。管理人と学生支援課でおこなう「大垣女子短期大学下宿管理者協議会」は、年1回ではあるが、状況報告などをおこない、学生の生活環境の整備に努めている。

経済的支援では、本学独自の奨学金制度により、修学意思のある学生への支援を積極的に行っている。奨学金は、経済的支援を目的とする「経済支援奨学金」「安田特別奨学金」「子育て支援事業記念特別奨学金」、社会人の学びなおしへの支援を目的とする「社会人入試奨学金」「科目等履修生入学特例奨学金」があり、平成27年度は、合計28人に奨学金を給付している。その他には、前期・後期ごとに優秀と認めた学生に対して、成績優秀奨学金を合計23名に給付している。また、貸与奨学金（無利子）として、「みづき会（保護者会）奨学金」や「同窓会奨学金」の制度があり、総務課、学生支援課がそれぞれ窓口になり、個別の相談に応じている。学外奨学金では、「日本学生支援機構奨学金」をはじめ、「社会福祉協議会保育士修学資金」「市町村奨学金」など、奨学金制度の主旨や目的などを理解し、有効に利用できるように、掲示やガイダンスにより情報の提供を行っている。

学生の健康管理、応急処置、メンタルヘルスケアは、保健師である学生支援課職員が保健室に常勤して対応している。カウンセリングは、学生相談室が対応し、臨床心理士である専任の教員1名と非常勤の臨床心理士1名により週3日開設されている。学生相談は、予約制とし、チーフター、保健室、学生相談室との関係を密にして連携をとり、多様化した学生の対応にあたっている。学生の健康管理意識を高めるために、保健室では「保健室だより」を発行し、食生活の見直しから、インフルエンザ等感染症に対する予防や対処法など、健康に関わる知識や情報を定期的に提供している。また、4月におこなう健康診断の結果を配付する際には、正しい見方、保健室の役割、あわせて、学生相談室の利用方法などのガイダンスをおこない、一人で悩みを抱える学生の早期発見・早期対応にも努めている。

平成27年度は、保健室が企画した「ヘルスアップセミナー（食・運動）」や「ニコニコセミナー（睡眠）」を学生支援委員会、学生相談室、学生支援課が連携して行い、簡単料理教室、卓球大会、睡眠教室など、学生間、学生と教職員間での交流を図りながら、健康への意識付けを行った。本企画は、学生へのアンケートによる結果や学生サポーターなどの保健室を利用する学生の状況や声などから、具体的な取組みとなったもので、学生（保健室）サポーターの活動の場としても活用できている。保健室サポーターは、ピアヘルパーの資格を持つ学生で、ピアサポーターとしても活動し、新入生の相談窓口として、また、

健康診断時の支援や「保健室だより」の発行など、保健室と学生相談室の指導のもと活動している。

学生生活に関する学生の意見や要望は、「短期大学基準協会」がおこなう「短大生調査」や卒業年次生およびその保護者を対象に行う「満足度調査」集計結果から、学生支援委員会、各学科、各部署で検討し、見直しをおこなっている。

国際交流では、平成22年度から始まった本学とフランス国ユーラジアム校との交流が、平成26年度には「学術交流協定」の締結に至り、平成27年度も引き続き、5名のユーラジアム校女子生徒がデザイン美術学科に学んだ。特別聴講生の生活面では、学生支援課が支援の窓口になり、入国手続きや住居の手続きを、日常においては、受入れ学科であるデザイン美術学科の教員と連携した支援をおこなっている。本学学生のフランス短期研修は、テロ等による社会情勢の不穏から、今年度も中止となった。

語学については、ユーラジアム校で開講している「日本語」を学んだ生徒ではあるが、地域の国際交流委員会がおこなう日本語研修を定期的に受講している。

社会人学生は、他の学生と同じ環境のなかで学んでいるが、チューターが個別に相談に応じたり、指導をおこなったりしている。一般に社会人を経験した学生は、学修意欲もあり、行事等への参加など、学生生活全般においても積極的に参加する学生が多い。

障がいのある学生を受け入れるための施設として、身障者用トイレとスロープの全館に設置、新設した看護学科棟と従来の建物2棟をあわせて11棟中3棟にエレベーターの設置ができている。既存の建物にエレベーターの設置は困難であり、障がい者受け入れのための施設はいまだ十分ではない。平成25年度に作成した「特別な配慮が必要な学生への支援に関する基本方針とガイドライン」に基づき、各機関の役割と連携をとった支援体制を確認し、人的支援の充実をはかっている。現在は、障がいのある学生は在籍していない。

長期履修学生を受け入れる体制については、「長期履修学生規程」を定め、学ぶ意欲のある学生を幅広く受け入れていく体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、教養科目のなかに社会人基礎という分野を設け「社会活動演習」という科目を開設している。在学期間を通じて1単位をその活動状況等に応じて評価し単位認定している。

(b) 課題

資質・能力、知識、興味・関心などの面での多様な学生、また、社会人、留学生、メンタル面で悩みを持つ学生や障がいのある学生など、様々な学生が入学し、学生支援の業務は多岐にわたっている。学生生活の支援は、学生支援委員会、学生支援課、保健室、学生相談室が、連携をとりながらおこなっているが、こうした学生の状況から、より一層きめ細かな学生支援が必要となっている。そのためには、チューター制の機能を高めること、各関係機関の役割を明確にし、有機的に連携して学生を支援する仕組みづくりを行うことが課題となる。

[区分 基準II-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準II-B-4の自己点検・評価

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

(a) 現状

各学科の教員による「学生支援委員会(就職)」と就職支援課が連携をとって、就職支援をおこなっている。チューターは、個別面談をおこない、進路への意識付けや学生一人一人の就職希望を把握するなど、その結果を学科と就職支援課が共有し、就職活動支援にあたっている。また、チューターが保護者と個別に面談をおこなう教育懇談会では、学生の進路への意思確認をし、保護者との連携をとった支援をおこなっている。

学生への情報提供の場として「学生支援コーナー」を就職支援課に隣接させ、求人票や卒業生の受験報告書など、学生が自由に閲覧できる資料コーナーと相談コーナーをおくことで、いつでも個別相談に対応できるようにしている。また、同じフロアには、「キャリアサポートセンター」を設置し、地域で活躍した方や社会経験豊かな方を「キャリアサポート」として配し、就職支援課と連携をとって就職支援をおこなっている。さらに、各学科の学生が過ごすエリアにも就職支援コーナーを設けるなど、さらなる充実を図っている。平成25年度からは、ホームページ上の学生ポータルから求人票の閲覧や就職ガイダンスの情報など、学外からでも自由に検索、閲覧できるようにし、休暇中や実習中でも学内外を問わずパソコンにより情報入手ができるように環境を整えている。

資格取得を主な目的とする学科では、卒業時に取得できる幼児教育学科の「保育士資格」「幼稚園教諭二種免許状」「音楽療法士2種」「レクリエーション・インストラクター」、音楽総合学科音楽療法コースの「音楽療法士2種」、歯科衛生学科の「歯科衛生士国家試験受験資格」、看護学科の「看護師国家試験受験資格」がそれぞれあるが、その他では、「CGクリエーター検定」「Webデザイン検定」、「音楽検定」、「リペア技術者認定」「ピアヘルパー」などの試験対策は、正課外の時間をあて、専任教員による受験対策講座などの支援をおこなっている。「訪問介護員初任者研修」は、専門学校に委託し、本学学生専用の時間割でおこなわれている。平成27年度は、「就職対策支援講座」(平成28年度就職対応)の充実を図り、「社会人教養特講」を活用することやチューターによる個別指導(特に専門職への対応)対応で、学生一人一人への支援に重点をおいて実施した。

就職状況は、学生支援委員会(就職)に、月ごとと卒業時の結果を報告し、傾向と対策を検討している。学生の就職活動の時期は全体に遅く、進路選択のできない学生も多いことから、平成27年度は、学生の進路への意識を高めるために、「キャリセミナー」や「就職支援」の時間に、卒業生や専門的職業に就く人、キャリアサポートなどによる講話の他に、学内で「合同企業説明会」を実施した。デザイン美術学科の学生を中心に参加があった。今後は時間割上の課題やお招きする業種、開催時期などを見直し、学生参加の機会を増やすことを検討したい。また、学生支援課職員によるガイダンスでは、具体的な就職活動の方法と実践を交えておこなうなど、教員と事務局の双方から、学生の支援をおこなってきた。

平成28年3月31日現在

	卒業生	就職希望者	内定者	進学	その他 (不就職)	未決定者
幼児教育学科	45	44	44	0	0	0
デザイン美術学科	32	19	17	0	1	1
音楽総合学科	49	28	25	0	1	2
歯科衛生学科	56	54	53	0	1	0
看護学科	79	79	79	0	0	0

進学への支援は、「学生支援コーナー」に、「編入学募集要項」など、進学に関する資料

を設置し、自由に閲覧でき、いつでも学生支援課に相談できるようになっている。進学希望先が決まっている場合は、チューターが個別に編入学試験対策等、受験対策への支援をおこなっている。

留学への支援は、学生支援課が情報の収集と提供をおこない、相談の窓口になっている。

学生交流実績

	ユーラジアム校特別聴講生	本学短期研修生
平成 23 年度	4	3
平成 24 年度	4	6
平成 25 年度	2	5
平成 26 年度	5	中止
平成 27 年度	5	中止

(b) 課題

現在、各学科では事情が異なるが、一部の学科では若者の就職に対する意識の希薄さが助長されているように思える。また経済不況により雇用情勢が厳しいといった状況もあって、特に親と同居し自分の都合にあわせて働きたいときにアルバイトをするといった風潮があり、社会と積極的に関わりながら社会の構成員として自己や日本の将来を考えることが、若者になくなっているように感じる。文部科学省や経済産業省が「働く力」や「就業力」の育成を重要課題として取り組んでいる状況にあるのも時代を反映しているものである。

本学では「幼稚教育学科」、「歯科衛生学科」および「看護学科」の学生については、入学時から将来の職業観が明確であり、専門職としてほぼ 100% の就職率を達成している一方、芸術系統における「音楽総合学科」や「デザイン美術学科」においては、より一層進路指導をきめ細かく進めていきたい。「音楽総合学科」においては、音楽講師はもちろん、音楽療法士として各種施設への就職や楽器店などをはじめ一般企業への就職をめざして就職活動に取り組んでいるが、「デザイン美術学科」における就職率は全国の美術系短期大学と比べても低い数字ではないが、コミュニケーションをとることが苦手な学生も見受けられる。学生の満足度を高めるためにも今後の学生支援と就職指導を学生支援委員会、各チューター、就職支援課職員やキャリアサポーターが一体となって関わっていきたい。

学生の就職支援のために「学生支援委員会」を組織し、就職支援課と連携しながら進めている。学生個々には、チューターが面談により進路の希望を把握しながら、教育懇談会において保護者と確認を取りあっている。学科の特性を生かした専門職への就職希望者が多く、チューターが中心となり就職の支援にあたっている。

学生が就職活動をより良く進められるよう、就職支援課に隣接するところに「学生支援コーナー」を設置し、就職、進学等の進路相談にいつでも応じられるように門戸を開いている。ここには求人票を配し、学生が自由に情報を入手することができるようにしてある。また、就職支援課職員といつでも相談ができるようカウンターを設けている。

また、同じフロアに「キャリアサポートセンター」を設置し、週 3 日はキャリアサポーター 1 名が勤務し、学生の各種相談に応じている。

就職のための資格取得については、学科の特性を生かしたものに取り組んでいる。

幼稚教育学科では卒業時に「保育士資格」「幼稚園教諭二種免許状」「音楽療法士 2 種」が、歯科衛生学科では「歯科衛生士国家試験受験資格」が取得できる。看護学科では「看

護師国家試験受験資格」が取得できる。デザイン美術学科では「CGクリエーター検定」「Webデザイン検定」、音楽総合学科では「音楽療法士2種」「音楽検定」、学科を横断して取得に取り組んでいる資格は「訪問介護員2級」「ピアヘルパー」などがある。

この他に、「キャリアセミナー」を1年次後期に15コマ開講し、1単位を認定している。同時に各学科においても、これとは別に学科の特性に合わせて「就職支援講座」を実施している。

また、学科ごとに卒業時の就職状況を把握・検討して、その結果を学生の就職支援に活用している。同時に学生支援委員会、就職支援課においてもその状況を把握・検討し、各学科における就職支援活動の内容や方法を改善している。

進学に対する支援については、「学生支援コーナー」に進学に関する資料を設置し、学生が自由に閲覧できるように配慮している。同時に教務・広報課職員が情報を管理し、学生の進学相談にのっている。また、全教職員もチューターを中心として進学希望の学生に対応している。

[区分 基準II-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準II-B-5 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(a) 現状

全学及び各科ごとの入学者受け入れの方針は、入試要項の1ページに記載し、受験生に明確に示している。また、相談会やオープンキャンパスでの各学科の説明においても、受け入れの方針や入学後の具体的な取り組みを説明し、理解を図っている。

受験生の問い合わせに対する対応は、主に、学生募集担当である入試・広報課職員が、入試要項・大学案内などの資料をもとに行っているが、問い合わせの内容によっては、他の事務職員や教員が行い、全職員が対応できる体制となっている。

入試事務は、願書受付、入試判定資料作成、入試結果通知など、教務課が行い、試験前日の準備、当日の受験生誘導、片付けなどは、事務職員全員で行っている。受験者確定後は、全職員に配布する「入学試験実施体制」を作成し、当日のスケジュールや役割をそれぞれが確認し、特に事務職員は、当日の運営が円滑に進むように、事前打ち合わせも行っている。

入試方法は、一般入試の他に、指定校推薦入試、公募推薦入試、自己推薦入試、特別選抜入試（社会人学士等・海外帰国子女・外国人留学生）があり、選抜は、それぞれの方法により行っている。入試区分、選抜方法等は、毎年度、各学科で見直し、入学試験管理委員会で検討し、入試要項の作成となる。なお、選抜にあたっては、入学試験の手順、心得、評価基準等が記載された「入学試験監督要領」を作成し、公正かつ正確に行われるよう、該当する教職員に配布、内容確認を行っている。入試結果は、各学科の判定結果を入学試験管理委員会に諮った後、入試判定資料を作成、判定資料にもとづき、教授会において合否判定となる。

入学手続き者には、入学後の学習につながる「入学前教育」として全学科共通の課題と

各学科の専門性を高めるための課題を準備し、デザイン美術学科は、卒業制作展への、音楽総合学科は、卒業演奏会やウインドアンサンブル定期演奏会への案内も併せて行っている。また、平成 24 年度には幼児教育学科、歯科衛生学科において入学前課題の他に入学前面談を行い、在学生との交流や入学後の学生生活などの説明を平成 26 年度は幼児教育学科が継続して行った。

入学後は、学科教員と事務局の担当部署とが、学科ガイダンス、履修ガイダンス、学生生活ガイダンス、図書館ガイダンス、クラスアワーなどの時間を設け、学習面や生活面のオリエンテーションを行っている。また、新入生歓迎会、クラブ紹介等を行う F S C の日を一日設け、教員、上級生や学科間での交流を行っている。

(b) 課題

入学試験に関しては、入学者受け入れの方針（A P）に対応した選抜が不十分であると考えられる。各学科での選抜方法を検討していきたい。

入学前課題は、5 学科全て入学後の授業と関連付けた内容で提供しているが、学生生活については、幼児教育学科、歯科衛生学科が平成 24 年度に入学前教育を通して在学生との交流を展開しているが、平成 26 年度は幼児教育学科だけの実施で、他の学科では実施されていない。今後各学科において検討をすすめたい。

■ テーマ 基準II・B 学生支援の改善計画

今後、教員が学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。即ち、全学科で科目の学びの系統化とそこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラム・マップの作成、これと関連して各授業において学習の評価基準のループリックを活用して明示していくことが課題である。

また事務職員においても常に他の部署との連携を図り、カリキュラムの動向に対応できる能力を維持し高めていくことが求められる。

教育資源の有効活用については、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が求められているし、コンピュータについては、全ての学生に教室での授業でインターネットを活用できるようにすることを進めていきたい。

履修登録においては、学習の動機付けおよび興味・関心の持続性が課題となる。今後は、学習成果の獲得の視点に立ち、履修登録の方法や期間などについて再考していく必要がある。

学習成果についての説明はあらゆる機会を通して行っているが、シラバス上では記載されていない。今後は、常に学生が学習成果を意識できる一助として、手軽に閲覧・確認できるシラバスへの記載を検討していく。

学力調査を基にした指導は、各クラスやチューターに任される部分が多く、継続的・計画的な補充授業の実施には至っていない。今後は、卒業時の学力調査実施なども視野に入れ、計画的な取り組みを行う必要がある。

学習成果を数値化し、それを学生への適切な学習指導に活かしていくことをめざしているが、数値化が難しい芸術系の科目については方法や手順がまだ未成熟である。学習成果の結果を、学生指導に反映させるための構造化と機能化が求められる。

留学生の学びのスタイルの発見やキャンパスライフでの交流は、限られた学科や一部の学生に限られている。学習成果を見直し、新たな価値観を主体的に学生が再構築する環境としての留学制度の在り方を今後検討していく必要がある。

学生の厚生補導に関しては、生育環境、家庭環境が複雑な学生もあり、今後きめ細かい指導が求められる。特に「学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング」を行っていきたい。また、「障がい者受け入れのための施設整備」の充実を進めていきたい。

現在、学生の就職指導に関しては「働く力」や「就業力」の育成をチューター、キャリア

センターとともにに行っているが、さらに進展させていきたい。

入学前課題は、入学後の授業と関連付けた内容で提供しているが、学生生活については、幼稚教育学科が在学生との交流会を行っているが、今後各学科においても検討をすすめたい。

■ 基準II 教育課程と学生支援の行動計画

目的・目標に基づく方針に沿った教育課程の編成・実施に向けて、不斷に見直しを図り、「短期大学士力」を身につける必要がある。本学改革の総合計画に沿って、全学をあげて教養科目を含めすべての学科で教育課程について、社会を支えるより「高度な専門性」、より一層の「地域貢献」、「学科間の交流」をキーワードに、その一部見直しを図ることが課題であると考えている。

今後、教員が学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。早急に教育課程に関するマッピングを行い、学生自らが主体的に学ぶ環境を整備し、系統立てた学びの質を高めるための履修が可能な条件を整えたい。

また、学位授与の方針により短期大学士の学位を授与された者は、外国の大学に留学する場合などにおいて、国際的な通用性が確保されることが期待されている。本学では国際的に学位を授与する機関として認められるように、教育の水準の維持向上に向けて努めていくことや学位授与の方針を定期的に見直す体制の構築を考えている。

さらに、全学共通の認識として、入学後の自己の思いと実際の教育との間のギャップを埋めるために、入学前までの期間にさらなる意欲の向上をめざして、入学前教育の充実を図ることが重要だと考えている。

また事務職員においても常に他の部署との連携を図り、カリキュラムの動向に対応できる能力を維持し高めていくことが求められる。

教育資源の有効活用については、図書館の充実やコンピュータ等の整備等を進めていきたい。

履修登録においては、学習の動機付けおよび興味・関心の持続性が課題となる。

学習成果についての説明はあらゆる機会を通して行っているが、シラバス上では記載されていない。今後は、常に学生が学習成果を意識できる一助として、手軽に閲覧・確認できるシラバスへの記載を検討していく。

学力調査を基にした指導は、卒業時の学力調査実施なども視野に入れ、計画的な取り組みを行う必要がある。

学習成果の数値化は行っているが、学生への適切な学習指導に活かしていくための方法や手順がまだ未成熟である。今後、学習成果の結果を、学生指導に反映させるための構造化と機能化が求められる。

留学生の学びのスタイルの発見やキャンパスライフでの交流は、限られた学科や一部の学生に限られている。学習成果を見直し、新たな価値観を主体的に学生が再構築する環境としての留学制度の在り方を、今後検討していく必要がある。

留学生の学習プログラムは十分とは言えず、キャンパス内での他の学生との交流は今まであまり活発とは言えなかつたが、今後、留学生にも積極的に学科の行事に参加してもらい学生生活をより豊かに過ごして欲しいと考える。例えば、学生が毎年行っている巨大壁画作成への参加、留学生独自の企画や本学学生と共同で考えるブースへの出展参加などを通して、日本の大学祭を肌で感じ体験してほしいと考える。

学生の厚生補導に関しては、特に「学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制」と「障がい者受け入れのための施設整備」の充実を進めていきたい。

学生の就職指導に関しては、「働く力」や「就業力」の育成を重要課題とする取り組みを、さらに進展させていきたい。

入学前課題は、入学後の授業と関連付けた内容で提供しているが、学生生活については、

幼児教育科が平成23年度に在学生との交流会を行ったが、今後各学科においても、同様の取組ができるように検討を進めたい。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

- ・特記事項なし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

大垣女子短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の年齢構成は、非常勤教員を含め若手・中堅・ベテランとバランスよく構成している。人事に関する取扱いも、各種規程に基づき適切に運営している。

専任教員の研究活動は、ホームページ等で広く公表している。

教員の研究活動に関する規程は、大垣女子短期大学研究倫理規程で定め、学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的として、研究者が研究遂行の上で遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。

本学では、「紀要」を発行しており、この他の媒体も含めて研究成果発表の場は多い。

専任教員は全て、研究を行う十分な研究室を確保している。また、専任教員は本学での勤務時間以外に、研究や研修等を行う時間が確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、「研究費取扱規程」、「海外旅費規程」を整備され、この規定により運用している。

専任教員のF D活動は、夏に全教員参加の研修会を実施し、外部の研修会にも随時参加している。

事務組織の責任体制は、学校法人大垣女子短期大学組織・職務権限規程において明確にしており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

情報セキュリティー対策は、個人情報書類・パソコン等については、サーバー機を含めそれぞれが施錠できる場所で管理し、夜間は外部に警備を依頼している。

事務局のS D活動は、外部の各種団体主催の研修会に積極的に参加しており、また毎年夏、教員のF D研修会と同日に、全職員参加の研修会を実施するなど、事務職員としての多方面にわたる研修を行っている。

事務局では課長会議を月1回開き、その内容を各課員へ伝えることで積極的に情報共有を図り、教員に対しても同様に連携を密にしている。

教職員の就業に関する規程を定めており監督官庁との連絡も怠っていない。

教員の就業については、勤務表（前・後期別）に基づき、自らの責任の下で就業している。一方職員は、出退勤時刻を自らの責任の下で管理し、超過勤務をする場合は予め各所属長の決裁を得た上で実施している。

なお、教員、職員とも出勤簿の押印によって日々の出勤管理をしている。

校地、校舎の面積は、ともに短期大学設置基準を十分満たし、充実している。各校舎間はすべてバリアフリー通路でつながり、障がい者対応のキャンパスとなっている。エレベーターは、B号館（4階建）、C号館（3階建）、I号館（3階建）に設置している。

体育館、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習室授業を行うための施設は、規模、数等十分に整備している。

機器・備品は、教員及び学生からの要望に基づき整備し、点検も実施している。

コンピュータ教室等の情報機器は、放課後や授業がない時間帯も課題制作に取り組む学生が多く、日常的なメンテナンスは教職員が行っている。

図書館は十分な広さと蔵書数を誇り、教育研究活動にふさわしい環境を整えている。

地震への備えと防犯対策に関しては、学生が注意すべき事項を学生要覧に掲載して注意喚起している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、定期的に外部有識者からコンピュータシステムの運用に関する助言を受けており、不正アクセスやコンピュータウィルス等対策について、最善の措置を講ずることができるよう配慮している。

省エネルギー対策は、電力使用量の削減を図ると同時に電気料金も削減する一方、学内の

全構成員による省エネルギー対策に取り組んでいる。特に新設のI号館には、省エネルギータイプの照明、冷暖房機器を使用している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援及び情報処理能力の向上のために、必要な学内LAN設備・パソコン設備を整備し、提供している。また、授業時間外にも活用できるようにコンピュータ教室の使用状況について配慮をしており、さらにコンピュータ教室以外にもパソコンの設置場所をできる限り整備し、充実を図っている。I号館にパソコンコーナーを設け、9台のパソコンを設置して学生に開放している。

[テーマ 基準III-A 人的資源]

[区分 基準III-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準III-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

(a) 現状

大垣女子短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数（43名）を充足している。教員の年齢構成は若手・中堅・ベテランとバランスよく構成している。非常勤講師は各学科が科目の重要性等を鑑みながら委嘱しているが、補助教員は配置していない。教員の採用・昇任については、「教育職員の採用に関する規程」および「教育職員資格基準に関する規程」に基づき適切に行っている。

(b) 課題

教員の欠員が生じた場合、独立行政法人科学技術振興機構が運営する J R E C = I N (研究者人材データベース) にその都度登録して公募している。しかし応募者数はあっても業績や年齢等の条件が合わず、適任者を選任できることがあった。また、特定分野の人材補強のための公募については、応募者そのものがなかったこともあった。

本学専任教員の公募条件に妥協をせず優秀な人材を確保し、設置基準数をクリアできる採用が安定的にできていくのかが今後の課題である。

[区分 基準III-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準III-A-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。

- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 現状

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が出ない範囲で教員個人の意思意志に任せている。各教員の主な教育研究業績、所属学会、社会的活動業績は、大学ホームページの「教員一覧」において広く公表している。

科学研究費は、申請はあるものの残念ながら採用されていない。

教員の研究活動に関する規程は、大垣女子短期大学研究倫理規程で定め、学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的として、研究者が研究遂行の上で遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。

本学には、毎年発行し既に 56 号を重ねた「紀要」があり、これらの研究成果はそれぞれの学会に寄与し、学生教育に資す所も多大なものがある。なお、紀要の投稿については、大垣女子短期大学紀要投稿に関する内規に定め、運用している。

専任教員は全て、研究を行う研究室を確保している。研究室の面積は平均 24 m²程度の広さがあり、オフィスアワー等を行う際でも十分に足りる広さを確保している。

専任教員には、本学での教育に費やす時間以外に、研究や研修等を行う時間が確保されている。授業期間については週 32 時間の学内勤務としており、担当授業時間以外は研究に充てられることになる。また、授業のない夏期・春期等の長期に授業がない期間は、基本的に全て研究等に充てることが可能（勤務免除）となるよう配慮している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、「研究費取扱規程」、「海外旅費規程」を整備し、これらにより運用している。

専任教員のFD活動は、毎年夏、全教員参加の研修会を実施するとともに、外部の研修会にも参加している。この全員参加の研修会の中身は、総合教育センターにて企画・運営している。なお FD活動に関する規程は整備していない。

学習成果を向上させるため、専任教員は毎週学科ごとで開く学科会議に出席し、各学科長は毎月の学科長会議に出席し、学科間・教員間において積極的に情報交換を図っている。また事務局に対しても、学科長会議・教職員懇談会等において情報を共有するなど、学科との連携を密にしている。

(b) 課題

本学は地方の小規模短大である利点を生かし、学生と教員とが日常的に頻繁にコミュニケーションを図ることを重視しており、学生一人ひとりを大切にする教育を実践している。これは全教員の教育活動に対する意識の高さと、努力の成果であると評価している。

一方で研究活動においては、科学研究費補助金などの外部資金の獲得に向け、教員の意識改革をさらに促していく必要がある。

一般に教育は、理論と技術、それに教育に携わるというこころ（教育の発展途上にある生徒・学生に対する愛情）の3本柱によって構成されていると考える。

現在、教育現場で FDが重視されているが、教育を実践する際の3本柱の一つであるど

のように教育をするのが良いのかという、教育現場でのテクニックを論ずる場になっている可能性がある。少なくとも教育原理に基づいて教員は崇高な教育を担当しているという意識を持ち、教育者としての使命を十分に理解する必要がある。

グレッグ・アンダーソンによれば、「理想」+「奉仕」×「情熱」=「使命」としているが、この論を引用すれば、少なくとも教員は良い教育とは何かの理想を掲げ、学生の教育に対する情熱を傾けることによって教員の使命が全うできると思われる。この中でとくに「奉仕」という概念はややもすると薄れてきている現在においては貴重である。学業が振るわない生徒・学生に対して熱血教師は時間を度外視して分かるまで教えるという姿勢は教員を聖職とみなしていた時代には良くみられていたようだ。こういう混迷の続く社会である現代において、心身の悩み、家庭環境に悩む生徒・学生が増えてきている。学業以外に多くの問題を抱えている。

今こそ、教員は自分の教育という人を作る崇高な仕事についているという自覚し、その使命を全うする努力、姿勢を構築していくことが課題である。

[区分 基準III-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準III-A-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a) 現状

事務組織の責任体制は、学校法人大垣女子短期大学組織・職務権限規程において明確化しており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

防災に関し、毎年度入学生全員に配付する「学生要覧」に、地震に対する学生の心得ページを載せ、「東海地震判定会が招集された場合」、「注意警報が発令された場合」、「突然的に地震が発生した場合」、「学外にいる場合」の4パターンにより、学生が取るべき行動を分かりやすく指示している。

情報セキュリティ対策は、個人情報書類、パソコン等については、終業時には必ず施錠して保管し、成績等の重要なデータについては、今年度から新たな教務システムを導入したことから、そちらで一元管理しており、このシステムのサーバー機についても施錠できる場所に設置し、夜間は外部業者に警備を依頼している。

事務局のSD活動は、外部の各種団体主催の研修会に積極的に参加しており、事務職員としての能力開発を行っている。また毎年夏、教員のFD研修会と同日に、全職員参加の研修会を実施し、事務職員としての多方面の研修を行っている。

更に事務局では、毎日の朝礼で建学の精神を唱和の後、業務報告・連絡によって連携を密にしている。

事務局では課長会議を月1回開き、その内容を各課員へ伝えることで積極的に情報共有・交換を図り、教員に対しても同様に連携を密にしている。

(b) 課題

事務職員数は、他の短大平均値と比較すると少なめであるが、現状の経営状況からすると安い増員はできない。事務職員数と学生数は、一概に比例するものではないが、今後も専任の職員数を増やすことなく、アルバイト等の非正規職員による対応をめざすが、いかに大学運営事務と学生サービスの質保証ができるかが課題である。

[区分 基準III-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準III-A-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 現状

教職員の就業に関する規程は、「就業規則」をはじめ諸規程を整備しており、これらの規程は全教職員が学内用 Web 掲示板 (Group Session) にて、いつでも閲覧できるようにしている。

教員の就業については、勤務表（前・後期別）にて教員自らが申告し、学科長を経て学長が決裁した後、自らの責任の下で就業している。職員は、出退勤時刻を自らの責任の下で管理し、超過勤務をする場合は予め所属長の決裁を得た上で実施している。

なお教員・職員とも、出勤簿の押印によって日々の出勤管理がされている。

(b) 課題

特記事項なし。

■ テーマ 基準III-A 人的資源の改善計画

専任教員の募集は公募とし、独立行政法人科学技術振興機構が運営する J R E C = I N (研究者人材データベース) にその都度登録している。しかし適任を選任することが困難な面もあり、地域の各種研究機関との連携により、必要な人材確保をめざしていきたい。

研究活動においては、過去に科学研究費補助金などの外部資金の獲得実績はあるが、今年度の採択実績はなかった。そのため、科学研究費補助金をはじめとする各種の補助金確保のため、引き続き教員の意識改革を促していきたい。

事務職員数は、他の短大平均値と比較すると少なめであるが、現状の経営状況からすると安い増員はできない。事務職員数と学生数は、一概に比例するものではないが、今後も専任の職員数を増やすことなく、アルバイト等の非正規職員による対応をめざすが、いかに大学運営事務と学生サービスの質保証ができるかが課題であり、引き続き研修を含め能力開発を推進したい。

教職員の人事管理は、整備した諸規程に基づき、適正に行っている。

学内コンピュータ設備については、WindowsXP のサポート終了に伴う対象パソコンの入替をすべく、平成 26 年度末までに作業を完了した。また、周辺機器についてもできるだけ整備し充実を図っているところではあるが、未だに充分とは言い切れず、最新機器への更新、及びこれに携わる高度な知識を持った人材の育成などが必要である。

また、より自由度の高いネットワーク環境提供のため無線 LAN 環境の整備が課題であり、平成 24 年度には一部の教室等で試験的に無線 LAN 環境を構築し運用を開始し、新設の看護学科が主に使用する I 号館 1 階には、部外者は利用できない対策を施した上で無線 LAN 環境を整え、日々 i-Pad を使用する看護学科学生のための環境整備を行った。今後も要望を

ふまえ順次環境を増設していく予定である。また、これに伴ってセキュリティ対策を一層講じる必要が出てくることから、これに対応できる人材の育成が急務である。

よって、特に看護学科においては外部機関の力を借りて、学生に対する情報セキュリティ対策の冊子を作成し、同学科の全学生に配付するとともに、情報セキュリティ教育を実施した。

資金収支差額のマイナスが数年間も続いている、財政状態の改善が大きな課題である。看護学科開設に伴って平成24年度は多額の支出をしたが、平成25年度、平成26年度においても相当の支出をしたことから、収支のバランスがイレギュラーな年度であった。各学科が入学定員を確実に確保することで、収容定員が小規模な短大としての経営がはじめて成り立つが、財政基盤を安定させるには学生数の確保のほかない。

平成25年度に開設した看護学科の将来計画のほかに、既存4学科をどのように運営していくかの方向性を理事会が示し、それを全教職員が理解し、経営の安定化に向かって構成員が一丸となれるかという計画を、現在策定中である。

[テーマ 基準III-B 物的資源]

[区分 基準III-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準III-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が十分である。
①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 現状

大垣女子短期大学は、校地を 35,952 m²所有しており、短期大学設置基準を充足している。そのうち運動場は、I号館の建設によって 8,322 m²となったが、日常の教育や学生課外活動に支障がない適切な面積となっている。

校舎は、I号館の建設によって増加し、合計 21,847.95 m²となり、短期大学設置基準を充足している。各校舎間はすべてバリアフリー通路でつながっており、障がい者対応のキヤンパスとなっている。エレベーターは、B号館（4階建）、C号館（3階建）、I号館（3階建）に設置している。

体育館は2階建で、1,928 m²の面積があり、教育課程上適切な広さとなっている。

講義室は全 16 室、演習室は全 18 室、実験実習室は全 61 室、情報処理学習室は全 2 室を用意し、授業を行うための十分な整備がされている。

授業を行うための機器・備品は、教員及び学生からの要望に基づき整備している。講義室に設置している視聴覚機器などの点検は半期ごとに行っており、不良箇所があれば随時修理をしている。楽器についても半期ごとに専門業者による調律等を行っており、修理の必要があればその都度業者に対応の依頼をしている。吹奏楽器は、大編成ができる種類と数量の楽器を所有しており、特に打楽器については名品を揃えている。コンピュータ教室等の情報機器は、放課後や授業がない時間帯も課題制作に取り組む学生が多いことから、異常発生の都度、職員が対応している。また、バージョンアップが必要になれば担当教員がデータのインストール等の対応を行っている。

歯科臨床実習用ユニットに関しては、教育の一環として教員の指導のもとに、1 カ月に 1 回学生たちが簡単な点検及び業者による定期点検を行っている。なお昨年度は G 201 教室の全面改修を行い、ユニットや視聴覚機器も最新のものに更新し、今年度も授業を行うための十分な環境が継続されている。

図書館は 1,013 m²の面積を所有し、図書は 102,587 冊、CD や DVD など視聴覚資料は 1,515 点を有し、閲覧室には 96 席を設けて学習、読書にふさわしい環境を整えている。また図書購入については、「学科推薦」、「学生希望」、「図書館推薦」として選定を進め、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「図書管理に関する規程」により実施している。特に学生希望の図書についてはリクエストボックスを設けて早い対応にあたっている。また、廃棄システムについては、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「図書管理に関する規程」により実施している。

平成 23 年度前期に行った図書館利用アンケートを見ると、利用している学生は 71% と高い割合となっているが、利用回数でみると年に数回との回答が 27% もいて、利用促進対策の必要性を感じている。今後の課題は、増える図書の収納と急速に進む電子図書への対応、そして電子図書館の全体像を描き迅速に進めることと考えている。

(b) 課題

本学は開学して 45 年となり、学内各所で老朽化した箇所が多くなってきているが、ここ数年間の経営状況は厳しく、改修や修繕等が遅れる傾向にある。しかし、教育研究環境の維持向上を図るため、今後は限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を進めていく予定である。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準III-B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 現状

固定資産の管理は、経理規程第 32 条から 38 条にて整備している。併せて「固定資産及び物品管理規程」や、「固定資産及び物品調達規程」も整備している。

火災・地震対策に関しては、「防火防災管理規程」を見直している。また、地震への備

えと防犯対策に関しては、学生が注意すべき事項を学生要覧に掲載し、注意を喚起している。火災・地震対策の訓練として、地震体験車による訓練を実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、定期的に外部有識者からコンピュータシステムの運用に関する助言を受けており、不正アクセスやコンピュータウィルス等対策について最善の対策が取れるよう配慮している。

省エネルギー対策は、不要な照明をこまめに消すなど電力使用量の削減を図っている。

日常的な省エネルギー対策として、学内の空調機の設定温度は、夏期 28°C、冬期 18°C に設定し、更に電力使用量の削減を図っている。また事務局内において、離席時や昼休みの休憩時等には不要な照明をこまめに消灯することを徹底している。

(b) 課題

業者に委託する定期点検等も含め、適切に維持管理ができているが、学内各所で老朽化した施設設備が多くなっているため、維持管理は重要課題となっている。今後、不具合箇所の改修や修繕等に係る予算を計画的に配分していきたい。

■ テーマ 基準III-B 物的資源の改善計画

本学は開学して 45 年となり、学内各所で老朽化した建物が多くなってきており、ここ数年間の経営状況はたいへん厳しい数字が続いているため、改修や修繕等を先送りしてきた。

しかし、このまま放置し続けては教育研究環境の低下は避けられないため、今後は限られた予算内での優先順位を付け、物的資源の整備を進めなければならない。

業者に委託する定期点検等も含め、適切に維持管理ができているが、学内各所で老朽化した施設設備が多くなっているため、維持管理は重要課題となっている。その中でも一番大きな課題は、不具合箇所の改修や修繕等に係る予算の捻出である。

こうした現状と将来計画を見定め、年次計画により準備を継続的に進めなければならないと考えており、次年度は喫緊の課題である C 号館空調の改修を行う計画である。

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準III-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準III-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。

(9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

(a) 現状

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援及び情報処理能力の向上のために、必要な学内 LAN 設備、コンピュータ関連設備を整備し提供している。また、授業時間外にも活用できるようにコンピュータ教室の使用状況について配慮しており、コンピュータ教室以外にもパソコンをできるだけ整備し、充実を図っている。

学科ごとでは、幼稚教育学科においては、実習に係わる教材作成や、子ども研究の作成などを行えるコンピューター室を用意し、学生が自由に使用できる場を整備している。

デザイン美術学科においてはコンピュータグラフィック、アニメーション制作等にかかるソフトウェアの充実とハードウェアの性能向上を図っており、コンピュータ教室のソフトウェア及びハードウェアの最新機種を導入・整備する予定である。

音楽総合学科においては、学生自ら作編集した楽譜、または録音から起こした楽譜を作成する、専用のコンピュータ教室を整備している。

歯科衛生学科においては、近年多くの歯科医院等が、レントゲン写真撮影について従来のレントゲンフィルムを使用した撮影から、デジタル X 線装置での撮影に移行しているという現状を踏まえ、今年度はパノラマデジタル X 線装置を導入・整備し、専門的なコンピュータの利用技術の向上を図っている。特に新築の I 号館 1 階にパソコンコーナーを設け、9 台のパソコンを設置して学生に開放している。

(b) 課題

前述のとおり、学内のパソコン等コンピュータ関連設備については、できるだけ整備しているところであり、特にコンピュータ教室以外のパソコンについては、利用率を高めるための環境整備の一環として、新築の I 号館にパソコンコーナーを設け、9 台のパソコンを設置した。一方、機器の性能の向上に伴う改善の計画的な提議及びこれに携わる高度な知識を持った人材の育成が必要である。

また、より自由度の高いネットワーク環境提供のため、無線 LAN 環境の整備が課題であるが、平成 24 年度には一部の教室等で試験的に無線 LAN 環境を構築し運用を開始し、新設の看護学科が主に使用する I 号館 1 階には、部外者は利用できない対策を施した上で無線 LAN 環境を整え、日々 i-Pad を使用する看護学科学生のための環境整備を行った。今後も要望をふまえ順次環境を増設していく予定である。また、これに伴ってセキュリティ対策を一層講じる必要が出てくることから、これに対応できる人材の育成が急務である。

よって、特に看護学科においては外部機関の力を借りて、学生に対する情報セキュリティ対策の冊子を作成し、同学科の全学生に配付するとともに、情報セキュリティ教育を実施した。

特に歯科衛生学科においてはデジタル X 線装置を導入したが、より歯科医療の現場に近づけるためには、デジタル X 線装置と歯科診療台との間で情報の連携をするシステムの導入などが課題である。

■ テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとする他の教育資源の改善計画

学内のパソコン等コンピュータ関連設備については、できるだけ整備しているところであり、特にコンピュータ教室以外のパソコンについては、利用率を高めるための環境整備の一環として、新築の I 号館にパソコンコーナーを設け、9 台のパソコンを設置した。一方、機器性能の向上に伴う改善の計画的な整備及びこれに携わる高度な知識を持った人材の育成が

必要である。

また、より自由度の高いネットワーク環境提供のため、無線LAN環境の整備が課題であるが、平成25年度以降には一部の教室等で試験的に無線LAN環境を構築し運用を開始し、新設の看護学科が主に使用するI号館1階には、部外者は利用できない対策を施した上で無線LAN環境を整え、授業で日々i-Padを使用する看護学科学生のための環境整備を行った。今後も要望をふまえ順次環境を増設していく予定である。また、これに伴ってセキュリティ対策を一層講じる必要が出てくることから、これに対応できる情報セキュリティ管理のための人材の育成が急務である。

よって、特に看護学科においては外部機関の力を借りて、学生に対する情報セキュリティ対策の冊子を作成し、同学科の全学生に配付するとともに、情報セキュリティ教育を実施した。

[テーマ 基準III-D 財的資源]

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準III-D-1 の自己点検・評価

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(a) 現状

過去3年間の資金収支差額及び消費収支差額は、残念ながらマイナスとなっている。支出超過の第一の理由は入学定員の未充足であるが、平成22年度より4学科の入学定員を全て50名に変更したことで、充足率の若干の改善は見られたが、依然として厳しい状況には変わりない。こうした中、幸い本法人は金融機関等からの借入金が全くない財政状態であり、定員確保ができれば短期大学として存続が可能であり、健全な財政状態の維持ができる。

引当特定資産については、奨学金引当特定資産で2億円、減価償却引当特定資産で11.2億円が引き当てられている。退職金引当特定資産は、平成18年度に全教職員の退職金制度を廃止（清算）したので、該当はない。

資金運用は、学校法人大垣女子短期大学資金運用規程に基づき、適切に行われている。

帰属収入に対する教育研究経費の割合は、平成21年度が約35%、平成22年度が約32%、平成23年度が約34%であり、健全な値となっている。

定員充足率は、平成22年度に入学定員減を行ったことにより、その年の入学定員充足率は100%を確保できたが、以降は残念ながら入学定員、収容定員ともに100%は確保できずに至っている。収容定員充足率100%が確保できてはじめて大学経営の安定化が確保できるものであり、その充足に向けて全教職員懸命に努力しているが、未充足の現況下で

は、人件費や経費の予算圧縮方針は変えていない。

(b) 課題

資金収支差額及び消費収支差額のマイナスが数年間も続いている財政状態が大きな課題である。各学科が入学定員を確実に確保することで、収容定員が小規模な短大としての経営がはじめて成り立つので、財政基盤を安定させるには学生数の確保の他ない。

[注意]

基準III-D-1について

- (a) 財務に関する自己点検・評価については、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成25年度版」
[http://www.shigaku.go.jp/files/s_center_shihyo25.pdf] を参照し、どの区分に該当するかを「基準III-D 財的資源」の提出資料「書式4 キャッシュフロー計算書」の該当部分に記載する。
- (b) 同区分のB1～D3に該当する学校法人は経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (c) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

[区分 基準III-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

■ 基準III-D-2の自己点検・評価

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

(a) 現状

学校法人大垣女子短期大学は、平成24年度から、それまで学校法人日本中央学園が運営していた日本中央看護専門学校（3年課程）を傘下に入れ、短期大学に加えて看護専門学校の経営にも参画し、2年目を迎えた。また、その専門学校への経営参画を足がかりに、平成25年度に大垣女子短期大学に看護学科を設置した。

看護学科は、特色ある既存の4学科に加え、5つ目の学科となったことで、5学科全でが相乗効果で発展することを目指し、ひいては法人全体の経営安定化に寄与できるものと考え、この効果が随所で現れ始めているが、まだまだ発展途上にある。

今回の看護学科の設置計画は、本法人にとって積極的な経営判断であるとともに、失敗が許されない大きな舵切りでもあった。今まで、既存4学科の将来性は18歳人口の減少で厳しいが、看護学科の構想は安定経営を目指す最後の切り札と言っても過言ではない。現在の定員割れの最大の原因は、多くの短期大学幼稚教育学科が2年制であるのに、本学

が3年制の教育課程を採用していることが挙げられる。今こそ幼児教育の3年制の魅力を最大限にアピールして定員確保のための努力を進めることである。

財政基盤が不十分な本法人は、今回の看護学科設置計画において、地元大垣市からの助成をはじめ、地元企業の寄附金が寄せられた。

しかしながら看護学科が設置されたことで、現在未解決となっている定員充足率や法人経営が一気に安定化するとは考えていない。各学科が自己責任の下で、確実に定員を確保することで、初めて法人全体の安定化が図られる。

本学では平成23年度より、全学的な学生募集プロジェクトとして、各学科長を中心とした組織を立ち上げた。従来からある事務局における募集・広報活動とは別に、各学科からの意見やアイデアを汲み上げ、行動に移し、積極的な募集展開を目指すものであり、プロジェクト用の別予算を計上している。

各学科における募集活動は、定員の充足をめざして法人本部より示される募集戦略に基づき、様々な施策を講じている。

学内に対して経営情報を、毎年決算理事会（5月）後に「理事会広報」として、学内用ネット掲示板（Group Session）にて公開し、全教職員が危機意識の共有化を図れるようにしている。

（b）課題

平成25年度に開設した看護学科の将来計画の他に、既存4学科をどのように運営していくかの方向性を理事会が示し、それを全教職員が理解し、経営の安定化に向かって構成員がさらに一丸となるかが課題である。

■ テーマ 基準III-D 財的資源の改善計画

資金収支差額及び消費収支差額のマイナスが数年間も続いており、財政状態の改善が大きな課題である。各学科が入学定員を確実に確保することで、収容定員の小規模短大としての経営がはじめて成り立つので、財政基盤を安定させるには学生数の確保の他ない。

平成25年度に開設した看護学科の将来計画の他に、既存4学科をどのように運営していくかの方向性を理事会が示し、それを全教職員が理解し、経営の安定化に向かって構成員がさらに一丸となるかという計画を現在策定中である。

■ 基準III 教育資源と財的資源の行動計画

専任教員の募集は公募とし、独立行政法人科学技術振興機構が運営するJREC=IN（研究者人材データベース）にその都度登録している。しかし適任者を選任することが困難な面もあり、地域の各種研究機関との連携により、必要な人材確保をめざしていきたい。

研究活動においては、過去に科学研究費補助金などの外部資金の獲得実績はあるが、今年度の採択実績はなかった。そのため、科学研究費補助金をはじめとする各種の補助金確保のため、引き続き教員の意識改革を促していきたい。

事務職員数は、他の短大平均値と比較すると少なめであるが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。事務職員数と学生数は、一概に比例するものではないが、今後も専任の職員を増やすことなく、アルバイト等の非正規職員による対応をめざすが、いかに大学運営事務と学生サービスの質保証ができるかが課題であり、引き続き研修を含め能力開発を推進したい。

教職員の人事管理は、整備した諸規程に基づき、適正に行っている。

本学は開学46年となり、学内各所で老朽化した箇所が多くなってきているが、ここ数年間の経営状況は厳しく、改修や修繕等が遅れる傾向にある。しかし、教育研究環境の維持向上を図るため、今後は限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を進めていく予

定である。

各種設備に関するメンテナンスにおいては、業者に委託する定期点検等も含め、適切に維持管理ができているが、学内各所で老朽化した施設設備が多くなっているため、維持管理は重要課題となっている。これについても限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を進めていく予定である。

こうした現状と将来計画を見定め、年次計画により準備を継続的に進めなければならないと考えている。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特記事項なし。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

■ 基準IVの自己点検・評価の概要

学校法人大垣女子短期大学の理事会は、寄附行為に基づき構成しており、平成25年度は10人の理事で構成した。理事長は、平成13年度に理事就任以降10年余にわたり、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。

学長は、大垣女子短期大学学長選出・任命等規程に基づき選任され、強力なリーダーシップを発揮している。学長は、大学運営に関し全教職員から信頼され、建学の精神に基づき、学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実の努力をしている。

教授会は、学則の下に設置され、教育活動について重要な事項を審議、議決している。教授会では、三つの方針「学位授与の方針」「教育課程・編成の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示され、その結果が「学習成果」に結び付き、最終的には「建学の精神の具現化」につながる認識を有している。

また、学長の諮問機関として教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて運営し、その内容について熟知するなど学長の諮問機関の役割を果たしている。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を確実に実施している。

決算監査については、法人運営・教育活動・財務状況について事務局担当者が監事に対して詳細な説明をし、幹事は規程に基づき適正に監査を実施している。

評議員会は、寄附行為に基づき、構成している。また評議員会は、定めのとおり、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞く体制の下で運営している。

学校法人は、アクションプラン2013に基づいた事業計画を前年9月末までに決定し、その後年末を目途に予算編成を行っている。

日常の出納業務は総務課経理担当者が行い、総務課長、事務局長を経て理事長に報告されている。

計算書類・財産目録は、学校会計基準に則り、かつ公認会計士の指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示している。

資産及び資金の管理・運用は、規程に基づき、安全かつ適正に管理している。

月次試算表は総務課経理担当者が毎月作成し、総務課長、事務局長を経て常勤の理事、常務理事、副理事長、理事長に報告している。

教育情報はホームページにて公表し、財務情報も学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ 基準IV-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
 - ⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。
- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ②理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。
 - ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a) 現状

学校法人大垣女子短期大学の理事会は、寄附行為第5条（役員）のとおり、理事10人、監事2人で構成している。現員は、理事長のほかに法人の将来に向けて安定を図るために副理事長1人、常務理事1人を置いている。

理事長は平成12年度から本学の教授を務め、平成13年度に理事就任以降10年余にわたり、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。

(b) 課題

理事は寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され適切に運営がされている。しかし本学の将来を考えた場合、今後は、若手の学内者や学内外の高等教育に精通した経験者等を理事に抜擢するなどして、さらに活性化させて行くことが検討課題である。

■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事会は寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成し適切に運営しているが、本学の将来を考えた場合、今後は、若手の学内者や学内外の高等教育に精通した経験者等を理事に抜擢するなどして、さらに活性化させていくことが検討課題である。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
 - ②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ③学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規

程を有している。

③教授会の議事録を整備している。

④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

(a) 現状

学長は、大垣女子短期大学学長選出・任命等規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努め、強力なリーダーシップを発揮している。学長は人格が高潔で、学識に優れ、大学運営に関し全教職員から認められており、建学の精神に基づき、学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実の努力をしている。

本学では、「保護者満足度調査」、「学生満足度調査」、「初年次教育調査」、「教育環境調査」、「授業評価」、「授業交流会」、「初年次総合教育」、「教養学習支援講座」など、学長のリーダーシップの下、調査、検証を繰り返しており、建学の精神に基づいた学習成果の保証に向け、日々努力している。

本学は文化都市、大垣市及び西濃地区の知の拠点としての様々な取組を行っている。特に、学長の強いリーダーシップの下に、本学がもつ教育研究の成果を広く市民にアピールする機会を「学術シンポジウム」として設け、56年前から実施している。その概要は次のとおりである。

回数	日程	テーマ	主管
第1回	H20. 7. 6	口腔感染症と全身の健康を考える	歯科衛生学科
第2回	H21. 5. 31	子どもの成長・発育における食育	歯科衛生学科
第3回	H22. 6. 27	子育て支援について考える	幼児教育学科
第4回	H23. 12. 3	似顔絵の世界～描く楽しさ、描かれる楽しさ～	デザイン美術学科
第5回	H24. 10. 6	医療現場 あなたはどんな看護師を望みますか	平成 25 年度開設予定の看護学科と日本中央看護専門学校
第6回	H26. 3. 2	在宅ケアにおける音楽療法	音楽総合学科
第7回	H26. 9. 21	食べる！楽しむ！お口のリハビリ！	歯科衛生学科
第8回	H28. 1. 17	子育て支援新制度の「今」と「これから」を考える	幼児教育学科

教授会は、大垣女子短期大学学則第 48 条（教授会）の下に設置され、大垣女子短期大学教授会規程第 4 条（会議の招集）に基づき学長が議長となり、短期大学の教育活動について重要な事項を審議、議決している。開催は月 1 回を原則とし、学長の判断でそのつど臨時開催している。議事録は、教授会規程第 9 条（記録）に基づき、教務課において作成し保管している。

教授会では、三つの方針「学位授与の方針」「教育課程・編成の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示され、その結果が「学習成果」に結び付き、最終的には「建学の精神の具現化」につながると認識している。

学長は、各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局各課において作成され、適切に保管されている。

(b) 課題

本学教員は、教学に関するいくつかの委員会の構成員になっており、これによって負担

のかかる教員もいる。この負担が、本来の教育研究活動に影響を及ぼさないような配置を考慮したい。

従来の高校時代までの知識習得という学びから、Active Learning へのギアチェンジを明確に打ち出していく。

教育系、医療系、芸術系と多様な学科を有する本学ならでこそ可能な、広い分野にわたる知識やT P Oに応じて問題に対処できる知識を修得したり、人間性を備えた人材の育成のための教育を実現することをとおして、本学全体が社会に認められる高等教育機関としての地位の確立をめざし、新たな企画を実行に移している。そうした取組を本学の構成員全てが積極的、意欲的に参画できる意識改革が課題となっている。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

本学教員は、教学に関するいくつかの委員会の構成員になっており、負担のかかる教員もいる。この片寄った負担が、本来の教育研究活動に影響を及ぼさないような配慮と配置を考慮を考慮したい。

また、地域貢献の一環として、平成 27 年度には第 8 回「学術シンポジウム」を「子ども・子育て支援制度の「今」と「これから」を考える」として開催した。(平成 20 年度から継続して開催)。従来の幼児教育学科、デザイン美術学科、音楽総合学科、歯科衛生学科の 4 学科に看護学科を加え、未来に向けてさらに本学が前進しようとする意志表示を内外に示すことを考えている。

ちなみにこの新しい看護学科の教育のキーワードは、看護の基礎となる学問の知識の獲得と思考力、看護の実践力、チーム医療の担い手の中心としての協働・協調能力、生涯における知識の習得と技術を磨くという自律性の養成という 4 本柱としている。

従来の高校時代までの知識習得という学びから、いろいろな難問を自分自身で解決できるよう自ら学ぶこころ、Active Learning へのギアチェンジを明確に打ち出していく。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 現状

監事は、寄附行為第 14 条 (監事の職務) に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を実施している。また、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を実施している。

決算時の監査については、法人運営・教育活動・財務の各状況について事務局担当者から詳細な説明を受け、公認会計士立ち会いのもと、適宜質疑応答により実施している。また平成 25 年度は初めての試みとして、理事長はじめ常勤の理事も出席し、同様に質疑応答に加わった。監査結果については監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(b) 課題

監事の重要性が一層増してきた昨今であり、理事会、評議員会への出席は通常のこととして定着してきた。一方、運営状況、財務状況のチェック体制が確立していないことから、理事会、評議員会以外にも監事と接触の機会を多く持てるよう、日程調整を含め、来学しやすい環境作りが課題である。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

(a) 現状

評議員会は、寄附行為第 18 条（評議員会）に基づき、理事定数（9 人以上 11 人以内）の 2 倍を超える数（21 人以上 25 人以内）で構成しており、年度末での現員は 24 名である。また評議員会は、私立学校法第 42 条のとおり、理事会の諮問機関としてあらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営をしている。

(b) 課題

評議員は、寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され、適切に運営がされている。今後、忌憚のない意見が出せる雰囲気作りとともに、適切な情報提供ができるようにすることが課題である。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a) 現状

学校法人は、アクションプラン 2013 に基づいた毎年度の事業計画を、前年 9 月末までに決定している。その後各部門に対し、年末を目途に予算編成を指示している。予算の執行については、部門ごとで認定された予算の範囲内である場合のみ執行許可をしている。

日常の出納業務は総務課経理担当者が行い、総務課長、・事務局長を経て常勤の理事、常務理事、副理事長、理事長に報告している。

計算書類・財産目録は、学校会計基準に則りかつ公認会計士の指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示している。

公認会計士は、監事の決算監査に立ち会い、監事からの質疑に対して分かりやすく回答するなど適切に対応している。

資産及び資金の管理・運用は、学校法人大垣女子短期大学資金運用規程に基づき、安全かつ適正に管理している。

寄付金の募集は、卒業生に対し、在学生への教育環境の改善等を目的として行っている。

また、平成24年度に引き続き、本学近隣の主要企業から受配者指定寄付金制度を利用しての寄付金を受けることができた。

月次試算表は経理担当者が毎月作成し、総務課長、事務局長を経て常勤の理事、常務理事、副理事長、理事長に報告している。

教育情報は、本学ホームページにて公表し、財務情報も学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

(b) 課題

理事長のリーダーシップの下、役員の結束力で確実な理事会運営ができている。しかし、今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断はたいへん難しいものになると予測されるので、適切な判断ができるよう意思の疎通の向上とともに確実かつ適切な情報の提供を図っていくことが重要であると考えている。

■ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

評議員は、寄附行為に定めたとおり選任し、バランスよく構成され、評議員会は適切に運営している。

理事長のリーダーシップの下、役員の結束力で確実な理事会運営ができている。しかし、今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断はたいへん難しいものになると予測されるので、適切な判断ができるよう意思の疎通の向上とともに確実かつ適切な情報の提供を図っていくことが重要であると考えている。

■ 基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事は、寄附行為に定めたとおり選任し、バランスよく構成され、理事会は適切に運営している。今後は理事会の開催回数も含め、理事相互の連携を図るなどして、一層活性化させていくことが検討課題である。

各種委員会の構成である教員の数は、各学科から平等な人数で選抜していることから、学科によっては負担の大きい教員も生まれている。今後負担増とならないよう配慮していくとい。

評議員は、寄附行為に定めたとおり選任し、バランスよく構成され、評議員会は適切に運営している。

理事長のリーダーシップの下、理事の結束力で確実な運営ができている。しかし、今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の判断は一層難しいものになると予測されるので、意思の疎通、共通理解を図っていかなければならない。

◇ 基準IVについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

学長のリーダーシップに関連する事項として、学長は平成19年度に「第三者評価委員」と

して、短期大学基準協会から委嘱を受け、評価チームのリーダーとして活動した。また、副学長の1人は、平成22年度に評価チームの一員として活動した。このことにより、学長、副学長は、第三者評価を経験することで研鑽を積み、短期大学のあり方、進むべき将来像等については造詣が深く、本学を導く強いリーダーシップが發揮されている。

【選択的評価基準】

教養教育の取り組みについて

- 以下の基準（1）～（4）について自己点検・評価の概要を記述する。
 - (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
 - (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
 - (c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）現状

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

本学では建学の精神や教育理念、これに基づいた卒業認定・学位授与の方針（DP）を達成するため、基盤となる教育活動として教養教育を重視している。そして「教養」を個人が社会とのかかわりや経験をもとに体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付けていくものの見方や考え方に関する価値観の総体ととらえ、中教審の諸答申（平成14(2002)年「新しい時代における教養教育の在り方について」、平成17(2005)年「我が国高等教育の将来像」、平成20(2008)年「学士課程教育の構築に向けて」）の趣旨にそいながら、専門教育、キャリア教育とともに本学の柱となる教育と位置づけて取り組んでいるところである。取り組みにあたっては、教育目的や目標の具現化に資するために全学で教育内容の体系を示すカリキュラムツリーとそれぞれの授業がどのような上位目標と関連しているのかを示すカリキュラムマップを平成25年度から作成しているところであるが、平成27年度についても教養科目について実態に即した見直しを行った。（「平成27年度全学・教養科目カリキュラムツリー」及び「同カリキュラムマップ」参照）。

教養教育にあたっては、その中心となる教養科目の履修をとおして、①どの専門分野にも共通して求められる国際化や技術の進展など社会変化に対応していくための基本的知識と技能[知識と技能]、②人間としての在り方や生き方に関する深い洞察や現実を正しく理解する力[人間としての理解力]、③それぞれの専門的学修の基盤となる学問的な知識・技能や思考方法等の知的な技法[専門分野を学ぶための知の基盤]、④社会人に必要な基礎的コミュニケーション能力や社会生活の基本となる知識、技能および行動様式と就業力、学修成果を活用して地域との連携や地域貢献を推進していく能力等[社会人に必要な力]、⑤知識や技能等を学ぶことを将来の社会的役割と結びつけてとらえ、意欲と見通しを持って主体的に取り組んでいこうとする態度[学びに主体的に取り組む意欲と態度]を身につけさせるとともに確実に涵養することを学科共通の目的としている。またこれらとともに、学科ごとの教養教育の目標を定め、専門教育、キャリア教育においても教養教育の目的・目標の達成を目指している（「大垣女子短期大学教育に関する基本方針別表」参照、以下の記述に関して同じ。）。

こうした目的・目標については、学長の方針のもとに、各学科会議をはじめ、教務委員会、学生支援委員会、管理職会議、学科長会、教職員懇談会、教授会で全学的に教職員の共通理解を深めながら、共通教養教育を全学で推進できるよう努めているところである。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育の目的・目標を達成するため、全学の教育課程編成方針（全学CP）に基づいた共通教

養教育（教養科目）の教育課程編成方針を定めており、教養科目を主として基礎専門教育や専門教育につながる基本としての学問的な知識、技能及び思考方法を学ぶ科目群である「教養基礎」と、主として社会人に必要な基礎的なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる知識、技能及び行動様式を身につけ、あわせて就業力等の育成を図る科目群である「社会人基礎」とに内容的に分類している。

平成 25 年度から「基礎教養」に分類した内容を「人文」「社会」「自然」「総合」の 4 つに区分しており、平成 27 年度も専門分野に共通の基本となる学問的な知識、技能及び思考方法を学び、基礎的な知の基盤づくりと人間に關して理解力を高める科目群をバランスよく開講するとともに、学生が興味や関心に応じた幅広い選択ができるようにオリエンテーション等での支援や指導の充実を図るよう努めた。また「社会人基礎」の中では、平成 23 年度から学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培っていくための中心的な科目として「キャリアセミナー」を開講するとともに、一般教養として必要な基礎学力を定着、深化・発展させるための新しい科目として「社会人教養特講」を開講し、その充実を図っている。

さらに、5 学科共通の教養科目である「総合教養演習」において、平成 22 年度から総合教育センターが 2 コマ実施している初年次教育に加え、平成 25 年度から 5 学科の学生を混合で小グループ化して学科長をのぞくすべての専任教員が担当する学科交流と人間的成長、学びの目的確認などを目的とする「基礎教養ゼミ」を実施しており、平成 27 年度は 4 コマをこれに当て、さらなる内容的な充実を図りながらこれらを実施することができた。

教養教育に関する企画や実施に関しては、本学における今後の短期大学教育の在り方を検討し、教育内容や方法の開発と改善を推進する機関として平成 21 年度に設置された総合教育センター（以下この項では「センター」という。）が、学長の命を受けて全体的に総括し担当している。センターには 2 名の教員が配置され、ここで教養教育にかかる目標等を計画し、各学科及び事務局から担当者が参加するセンターの専門部会で調整・立案した上で教務委員会（内容に応じて学生支援委員会）で検討した後、学長に報告・提案して了承を得て学科長会、教授会で決定していくこととしている。また教養科目を担当する非常勤教員に対して、事前にセンターがシラバスの記入方法をはじめ、目標等や到達目標、学修成果を明確にしていくための評価方法等の説明と依頼を行い、共通理解の上に授業が行われることを目指している。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

教養教育の方法について、まず学生による適切な選択並びに履修を援助する指導と支援が重要であるとの認識のもとに、各学科チューター及び教務・広報課職員がこれを確実に行うよう努めている。そして、授業を担当する教員は、本学の教養教育の目的・目標にそって全学的に定めた、□語学や機器の活用など社会変化に対応していくために基本となる知識や技能を身につけることができる、□人間についての理解を深め、在り方や生き方など現実の課題等に結びつけて考えることができる、□専門的な学習の基盤となる共通の幅広い学問的な知識や技能などを身につけて、総合的な判断力の基礎を培うことができる、□社会人に必要な基本的な知識や技能、行動様式、コミュニケーション能力、就業力等を身につけて社会性の基盤を培い、これを地域連携や貢献にも活用できる、□学修内容に興味や関心をもち、主体的、意欲的に取り組むことができるという教養科目の「到達指標」のもとに授業科目ごとに到達目標を確実に定め、これにそって授業を行うこととしている。あわせて担当教員は、学修の総括的な評価においては評定とともに学生の学修成果をこれらの観点に基づいて明示することとしている。

また教養科目の授業だけでなく、毎年 1 年生に対して入学直後の 4 月当初に中等教育で学習する基礎的な内容（漢字の読み・書き・語彙等の国語、算数・数学の計算、人文・社会・自然等の一般常識）について「基礎教養テスト」を実施し、分野ごとに定着している内容を学生に理解させるとともに、不十分な内容の補習に努めるようチューターを中心として指導・支援することとしている。さらに、様々な機会をとらえて教養教育を充実させていくための取組も行っており、

専門科目も含めたすべての科目の授業において、一般常識やコミュニケーション力の向上を目指すことを意識した「教養ミニトーク」を行っている。この取組では、それぞれの科目の内容や形態に即し、学生の一般教養を高めることと学びのきっかけづくりを目的に各授業時間の授業の導入等において短時間でも一般常識について、担当教員が話題提供を実施している。そして、実施内容等について半期ごとに個別の報告書を作成して取りまとめている。加えて、学修支援の観点から基礎的学力の定着を目指すリメディアル教育(補習教育)や基礎的教養に関する補習学修の支援についても、単位を与えない特別講座として課外で基礎的な学力補習を目指す取組である「教養学習支援講座」をセンターが中心となり、学生サポーターも活用しながら平成23年度から継続して実施している。なお、平成25年度入学生からは、単位が取得できる「社会人教養特講」を同じ内容で開講している。

基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果の測定と評価に関しては、それぞれの教員が目的・目標にそって科目ごとに到達目標を設定するとともに、その達成について確実に観点ごとの評価基準にもとづく評価を適切な方法で行っている。科目においては全体の評定だけでなく、観点ごとの到達状況についても明示して、効果の測定を厳格なものとするよう努めている。また全体的には授業実施後の学修成果の状況についてセンターがGPAや観点ごとの到達状況等に基づいて総合的に検討し、次年度に向けて教養科目の在り方等の見直しを教務委員会とともに継続的に進めることとしている。

さらに授業以外の取り組みでも、センターが中心となって教務委員会や教務・広報課と連携しながら「基礎教養テスト」の実施後の全学的なまとめ、「教養ミニトーク」実施内容の取りまとめ、「社会人教養特講」の実施と参加状況のまとめ、教養科目である「総合教養演習」の中での初年次教育スタートプログラム（基本的な内容を行い、他の授業や取組で取り組むためのきっかけづくりを行う）の実施と「基礎教養ゼミ」のまとめと評価、各学科の行う入学前教育の実施状況のまとめ等を行っており、取り組み及び学生への効果について評価することに努めている。

あわせて、「キャリアセミナー」を含めたキャリア教育と関連する教養教育については、センター、教務委員会、学生支援委員会及び就職支援課が合同会議を定期的に持って、目標の設定、実施状況、評価等について連絡・調整を行いながら改善に取り組んでいる。

(b) 課題

基準 (1) 教養教育の目的・目標を定めている。

教養教育の目的・目標のもとで教養科目のそれぞれの授業を到達指標や科目ごとの到達目標に基づいて実施することはできているが、それらの目標を学生の学びと結びつけられるように確実に提示していくことと、目標の継続的な点検と学生の実態に対応した見直しを行っていくことが課題である。またそれとともに、社会変化や社会的な要請を確実に踏まえつつ、学生に自身の学修成果をしっかりと把握させながら、現在の目的・目標で十分かどうか不斷に検討を加えていくことも重要であり、今後さらに検討していくべき課題であると認識している。

基準 (2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育の内容に関する課題としては、平成25年度に教養科目の充実（理系科目を増やすことなどを含めた全体的なバランスの改善や、社会人基礎力を充実させていく科目の拡充など）を図ったが、実施状況を踏まえながらさらに内容の改善と充実を進めていくことが必要である。

さらに、現在、社会的にも要請されている地域との連携や貢献に関する内容について、教養科目にも積極的に取り入れることを図っているが、その一層の充実を推進することで卒業後に地域社会を支えることのできる人材の育成を進めていく必要があると考える。

また教養教育にかかる実施体制に関しては、社会人基礎力やキャリア教育の充実という観点から、教育課程・学修評価等を担当する教務委員会及び教務・広報課と、厚生補導・学生支援・就職支

援等を担当する学生支援委員会並びに学生支援課及び就職支援課が、これまで以上に連携を深め、キャリア教育に関連した教養教育の部分の充実をなお一層図っていくことが課題であると考えている。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

教養教育の方法に関する課題としては、中教審答申の平成24(2012)年「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が指摘するとおり、教養科目においても学生の学修活動の質的な転換を図る必要性があり、FD研修会や教員間の授業交流会等を活用して授業改善にも取り組んでいるところである。これによって、学生の主体的で効果的な学びを目指した授業方法の改善を継続して図るとともに、学生が身についた学修成果を適切にとらえられるよう適切な方法を構築していくことと、学生一人一人について教養に関する総合的な学びと成長を組織的に指導・支援していくことが課題である。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果の測定や評価に関して、目的・目標、到達指標、教養科目ごとの到達目標とともに、それぞれの授業における観点の設定内容や測定の在り方、評価方法が適切かどうかの継続的な見直しが必要であるが、これとともに、科目全体の到達目標はもとより、観点別の基準を学生の学びを促進するために学生に明示することと学修の効果と成果を実証的に評価、測定し、さらに学生に結果を示して到達できなかつた学生を確実に指導・支援していく仕組みづくりを継続して進めていくことが求められている。

さらに、教養科目を中心とする本学の教養教育の計画・実施・結果について、組織的に評価できるよう、検証の手立てを構築することが引き続き重要な課題であると認識している。

(c) 改善計画

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

こうした課題を踏まえ、平成27年度は本学の共通教養教育に関する目的・目標、到達指標について、全学的な検討を行って、中等教育との接続などの視点も踏まえながら観点を含めた抜本的な見直しを図った。これとともに、目的や目標を到達指標、それぞれの授業の達成目標、授業の内容という体系の中で一貫性を持たせたものになっているのかどうかの検証、カリキュラムツリー やカリキュラムマップの検証等についてもさらに継続して進めていくことを計画している。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養科目全体の内容的な充実を図ることはもちろん、特に「総合教養演習」では、初年次教育の継続実施とともに、「基礎教養ゼミ」の内容的な拡充を計画しており、これによって特色ある5学科学生の交流の促進、人間的視野の一層の広がり等を目指していくこととしている。また「キャリアセミナー」の内容の見直しで就業力等の育成を中心としたキャリア教育の一層の充実と改善を図ることとしている。今後は「総合教養演習」と「キャリアセミナー」のプログラムを一体化し、年間を通じて各取組が適切な時期に行われるよう、科目の柔軟化・充実化を図っていく予定である。

実施体制に関しては、これまでの体制をより機能的にするため、センター、教務委員会、学生支援委員会の連携をさらに充実させていくこととしている。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

方法に関する課題を改善していくため、教職員の研修等活用しながら教養教育の目的・目標にそった学修効果をあげるための具体的な方法の提案などを含めた授業方法改善の取り組みを一層推進し、学生に対する指導と支援が確実に行っていけるよう教職員のスキルアップに努めていきた

い。

基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

効果の測定や評価方法の改善については、全学 DP や教養教育の目的・目標の達成に向けて入学から卒業までの学修成果を明示していくことを中心に、全学で一層の改善に取り組んでいきたい。

このため、毎年開催している FD 研修会で学修評価のとらえ方や在り方、学修効果を高める方法等の認識をより一層深めていくことはもちろん、学修成果の客観的把握について教職員の認識を高める取り組みを確実に実施していきたい。

これに加えて、教養教育の P-D-C-A サイクルに関し、教養科目の授業やこれに関連する取組実施後の C (チェック) を中心として、事前に立てた目標が達成されたのかどうか、達成されなかった場合の手だてなどの実施もあわせて、自己点検・評価委員会を中心とした確実な評価を実施し、教養教育における質の保証を確実に行っていけるよう継続した改善を図りたい。

また、教養科目の授業及び他の取り組みの実施状況と成果についてセンター及び教務委員会が総括し、学長に報告するとともに管理職会議、学科長会、自己点検・評価委員会、教授会に報告・提案等を行って、教養教育に当たっての体制的な一元化、総合化をこれまで以上に図っていきたい。

【選択的評価基準】

職業教育の取り組みについて

- 以下の基準（1）～（6）について自己点検・評価の概要を記述する。
 - (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
 - (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
 - (c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

基準（3） 職業教育の内容と実施体制が確立している。

基準（4） 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

基準（6） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）現状

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

本法人の建学の精神は「中庸を旨とし勤労を尊び職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」としている。

また、学則にはその目的のなかに「民主的にして、平和な国家社会の成員に枢要な広い教養を培うとともに実生活に則した専門の学術技芸を教授・研究し有為な女性を育成するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に貢献することを目的とする。」と定めている。さらに5学科においてはその教育研究上の目的のなかに「職業人の養成」を謳っている。

このとおり本学は「職業教育」を教育の柱として、教職員は常に学生が卒業後、実社会において活躍できる能力の育成に努力を傾注している。

各学科での教育活動はもちろん、全学を横断する委員会においても「学生支援委員会」に職業教育の推進が委ねられ、全学にわたる社会人として身につけておくべき素養の育成に取り組んでおり、職業教育の役割・機能、分担は明確に定められている。

基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

高等学校とは高大連携の協定等は取り交わしていないが、毎年学生を受け入れている学校とは年間数回にわたり出前講座等を実施し、本学の職業教育の取り組みについて理解を深めていただき、進学して早く大学教育に馴染めるような連携を図っている。

出前講座の取り組みも定着してきており、毎年出講を期待されている状況にある。

基準（3） 職業教育の内容と実施体制が確立している。

職業教育に関しては現在全学科1年生後期において「キャリアセミナー」を卒業必修単位として1単位開講している。正課の教育課程のなかで実施しているもので、「学生支援委員会」で企画立案し、「教務委員会」との協議、連携をとりながら取り組んでいる。

また、各学科においてはその独自性もあるため、別の時間を設けて独自のキャリア支援を実施している。これは単位認定はしていないが、学科の特色に合わせた15週の取り組みとなっており、社会人としての基本的なスキルが身に付くように努力している。

基準（4）学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

本学では、系統立てた取り組みは十分ではない。幼児教育学科においては、「免許状更新講習」を、歯科衛生学科においては地域の歯科医師会と連携した「歯科衛生士講習会」を利用した学び直しの機会として案内している。音楽総合学科、デザイン美術学科については研究生として技能を高めることをめざす卒業生を受け入れる制度を設けている。

基準（5）職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

学生支援委員会委員の教員を中心として、各種情報を各学科でフィードバックし、就職支援の状況や課題を共有することに務め、社会の求める人材像や社会人として必要な資質等を理解し、教育の場に生かせるように取り組んでいる。これには学生支援課就職担当者が主体的に関わって社会の情報や学科への要望等を提供し、教員は原則毎週開催される学科会議等を利用して資質の向上に取り組んでいる。

また、毎月開催される「教職員懇談会（教職員全員出席）」、夏期休暇に開催される「FD研修会」等にも必要に応じて情報を提供し、各学科の教員も積極的に資質の向上をめざし研鑽を積んでいる。

基準（6）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

測定・評価については、学生が「キャリアセミナー」や学科のキャリア支援講座の際に記載する「受講ノート」の感想等を集約し分析のうえで、授業内容や方法の改善に全学を挙げて取り組んでいる。

（b）課題

基準（1）短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

特記事項なし。

基準（2）職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

高大連携を考えるときに、一層円滑で信頼感を得るためにも連携協定等を取り交わし、職業教育において大学が求める考え方、高等学校が望む教育内容を明確にし、

双方の目的が一致して同じ方向をめざせるようにすることが課題として挙げられる。

高大連携協定が実現すれば、その目的、教育方法や内容も明確になり、目標も定まることにより、本学に入学後専門教育によりスムーズに移行できると考えている。

基準（3）職業教育の内容と実施体制が確立している。

学生支援委員会での「キャリアセミナー」の企画立案、実施、検証については今後一層の教職員の資質の向上が課題となっている。社会情勢の変化も早く、複雑化している現在、本学学生の進路はそれほど多様ではないが、社会の変化を的確に把握し教育に生かせる情報収集力とそれに裏打ちされた企画力の向上に全学を挙げて取り組みたい。

基準（4）学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

4学科のなかでも特に幼児教育学科と歯科衛生学科に関しては学び直しの機会を設けたい。現状では開設できていないが、いったん退職をして再度就職を希望している人や職階が上がることに伴い、より専門的な技術技能を身につけたいなどの社会的ニーズに応えていくことは地域に立脚した大学の使命であると考える。

基準（5）職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

まず、就職支援だけに留まらない厚生補導全般に対しての全教職員の理解を深めたい。

そこから出発して職業教育をどう捉えていくのかを考えていきたい。教員は教育研究活動に多忙ではあるが、本学の建学の精神の具現化にも繋がる教育であるので、様々な研修会等を通じて一層の教員の資質向上に努めたい。

基準（6）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

現在の取り組みをさらに深め、他大学の取り組みからも学びながら充実したものに改善をしていきたいと考える。

（c）改善計画

基準（1）短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

特記事項なし。

基準（2）職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

高等学校が職業教育を、特に大学との連携のなかでどのようなことに期待をしているのかを把握し、確認のうえ連携協力体制を確立していくことが必要であると考えている。

基準（3）職業教育の内容と実施体制が確立している。

職業教育の内容については一般論ではなく、社会が求めている本学への期待感やどういう社会人が望まれるのかといった具体的な情報を掘り起こし、その情報を体系づけて教育に反映させることが必要であり、そのためにも就職活動に関する専門員を配置し、教育方法の充実を図っていくことが急務であると考える。実施体制については、現在の体制を維持していきたい。

基準（4）学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

事業所へのアンケート調査等により、社会からのニーズを把握し、夜間や週末など要請に応えられるように学び直しの講座の開講を検討したい。

基準（5）職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

事業所の人事担当者等からの生の情報を有効に活用できるように懇談会や研修会を開催する。他方近隣の短期大学の就職担当者からの情報も積極的に学内において共通の財産として職業教育に生かせる環境を確立する。

本学では2人のキャリアセンター（非常勤）に学生の就職指導を依頼しているが、今後は各学科との懇談を通して教員の資質の向上にも寄与していきたい。

基準（6）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

正課教育の内外で実施できるように準備を進め、「キャリアセミナー」として正課活動ですすめている職業教育ではあるが、学科ごとの達成目標をどこに定めるかについてはまだ手探りの状況である。今後本学の学生が社会人として身につけておくべき力についてのコンセンサスを得て、より有意義な科目となるように議論を深めて改善に結びつけていきたい。

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

- 以下の基準（1）～（3）について自己点検・評価の概要を記述する。

- 自己点検・評価を基に現状を記述する。
- 自己点検・評価を基に課題を記述する。
- 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

長年にわたり公開講座や公開授業を継続して実施してきている。材料費を徴収する程度で受講料は無料で開講している。

受講生の年齢層は60歳代以上の高齢者が多く、地域の方々から期待される講座となっている。

5学科からそれぞれプログラムを出し合いそれを組み立てて「健康な生活をめざす」といったテーマにより実施している。

幼児教育学科では「子育て」、音楽総合学科では「ピアノ」、デザイン美術学科では「造形」、歯科衛生学科や看護学科では「健康」、一般教養では「地域の歴史」に関する内容になっている。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

平成19年度において地元大垣市との間に「地域包括協定」を締結し、従来から継続してきた地域との交流活動が一層活発になった。現在までに地域において様々な分野で調査研究を実施し、大垣市の将来計画に対する提言を行い、地域との連携のなかで「子育てサロン」が開設され、大垣市の広報誌にマンガによる各種啓発活動に関する作品提供をするなど地域行政との連携は親密な関係にある。

また、商工業事業者や各種団体との関係においても、デザイン美術学科では学生等によるポップデザインや、シャッター等への描画、音楽総合学科では賑わいを創出するためのコンサートなどが実施されている。歯科衛生学科では大垣歯科医師会への協力体制が確立しており、毎年「歯の健康フェスティバル」などの事業に学生等を派遣し協力している。幼児教育学科では、子育て支援に関する相談室の開放や地域の保育所・幼稚園の職員研修に講師を派遣するなど地域との連携は活発であると考える。また、大垣市の事業である「子育てママ大学」を本学が実施し、全学科参加による講座を開催し、子育て中の母親の学ぶ機会を提供した。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

幼児教育学科では各種団体からの依頼に応え人形劇などの上演や出前講座等の講演、音楽総合学科においては子供会から高齢者団体まではば広く演奏会に出演している。デザイン美術学科ではマンガ似顔絵描きが好評で地域市民に喜ばれている。歯科衛生学科では歯と健康に関する講演依頼が多く、地域の要請に対応している。看護学科では、実習福祉施設の行事や、実習病院が実施する防災訓練へ学生がボランティアとして参加している。

このように、全学を挙げて地域に愛される大学づくりをめざし活動している。

（b）課題

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

ここ数年の受講者の様子をみると幅広く地城市民の要請に応えられているのかは検証が必要だと考える。

幅広い社会的ニーズを把握することが課題となっている。

また、学びの喜びを感じていただけるように「科目等履修生制度」を大いに利用していただくことも考えている。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

短期大学では四年制大学と異なり研究部門が十分ではない。大学や大学院等のように研究を深める環境にはなく、専門課程のゼミ活動も大学等と比べその内容は異なる。そういう環境のなかで教員も学生も特に行政や学校関係において、地域連携活動に関し比較的要請が多い平日での対応が極めて困難となっている。こうした場合においても授業のやりくりなどをしながら、意義あるものであれば内容を勘案し出かけることもあるものの地域連携から学ぶ様々な要素と正課活動との兼ね合いをどう考えていくのかが課題である。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

特に課題もなく、今後とも継続して実施していきたい。

（c）改善計画

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

ここ数年の受講者の様子をみると幅広く地城市民の要請に応えられているのかは検証が必要だと考える。高校生が参加できる環境づくりや高齢者ばかりではなく子育て世代を支援する講座等、将来本学がめざす大学の姿を見据えた講座の内容にしていくことが必要であると考える。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

学生の活動に対する評価は「社会活動演習」における単位認定で一定の成果をみているが、全学においてできるものとできないものを整理し、社会に発信できるように改善していきたい。本学の教育活動が十分な成果をあげることができるような地域貢献プログラムを検討していきたい。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

社会からの要請と本学がめざす教育活動をうまくマッチングできるように、地域社会から本学に寄せられているニーズを的確に捉え、その期待に応えられる活動を企画立案していくことを考えていきたい。